

業 務 概 要

第 52 号

(令和3年度実績)

新潟県中央福祉相談センター

新潟県中央児童相談所
新潟県中央身体障害者更生相談所
新潟県中央知的障害者更生相談所

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県新発田児童相談所
新潟県新発田身体障害者更生相談所
新潟県新発田知的障害者更生相談所

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県長岡児童相談所
新潟県長岡身体障害者更生相談所
新潟県長岡知的障害者更生相談所

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県南魚沼児童相談所
新潟県南魚沼身体障害者更生相談所
新潟県南魚沼知的障害者更生相談所

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

新潟県上越児童相談所
新潟県上越身体障害者更生相談所
新潟県上越知的障害者更生相談所

目 次

第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織	3
2 管轄区域の概要	4
3 相談の流れ	6
4 相談の現況と課題	8

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要	15
(1)沿革	15
(2)業務内容	18
(3)相談及び援助の種類	18
ア 相談の種類及び内容	18
イ 援助の種類及び内容	19
(4)業務状況	20
ア 相談の状況	20
イ 児童虐待相談の状況	22
ウ 援助件数の状況(調査・診断及び心理療法・カウンセリング等)	25
エ 一時保護の状況	26
オ 里親等	28
カ 佐渡巡回相談	29
キ 療育手帳に係る判定事務	29
ク 子ども・女性電話相談事業(中央福祉相談センター)	30
ケ 専門的技術的援助	31
2 身体障害者更生相談所の概要	32
(1)沿革	32
(2)業務内容	32
(3)業務状況	33
ア 相談の状況	33
イ 判定の状況	33
(ア) 自立支援医療(更生医療)の給付判定	34
① 判定状況	34
② 人工透析審査委員会	34
(イ) 補装具費の支給判定	34
ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	35
エ 専門的技術的援助	35
オ 身体障害者手帳の交付事務	35

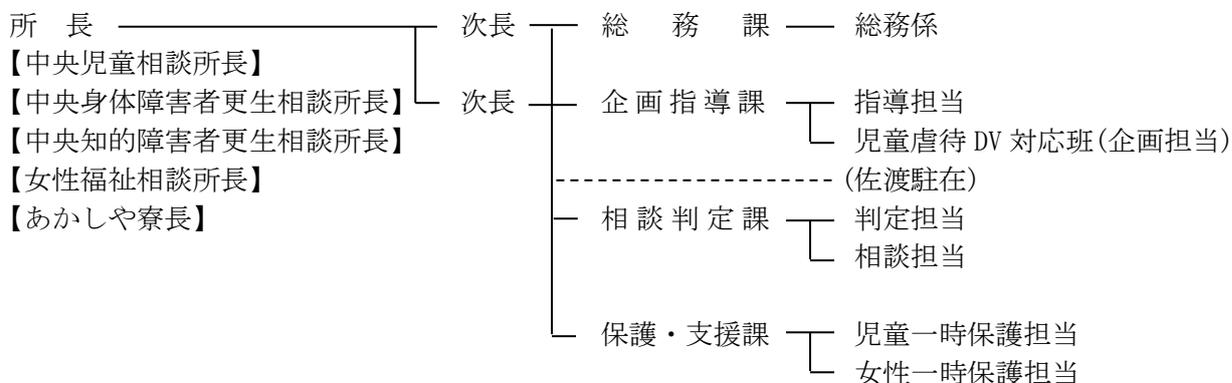
(ア) 身体障害者手帳の交付状況	35
(イ) 障害程度審査委員会開催状況	36
3 知的障害者更生相談所の概要	37
(1) 沿革	37
(2) 業務内容	37
(3) 業務状況	38
ア 相談の状況	38
イ 判定の状況	38
ウ 療育手帳に係る判定	39
エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整	39
オ 巡回相談	39
カ 専門的技術的援助	39
4 視察・見学及び社会福祉援助技術現場実習・ボランティア受け入れ状況	40
(1) 視察・見学研修、相談援助実習	40
(2) ボランティア	40
第3部 資料	41

第1部 中央福祉相談センター及び 児童・障害者相談センターの概要

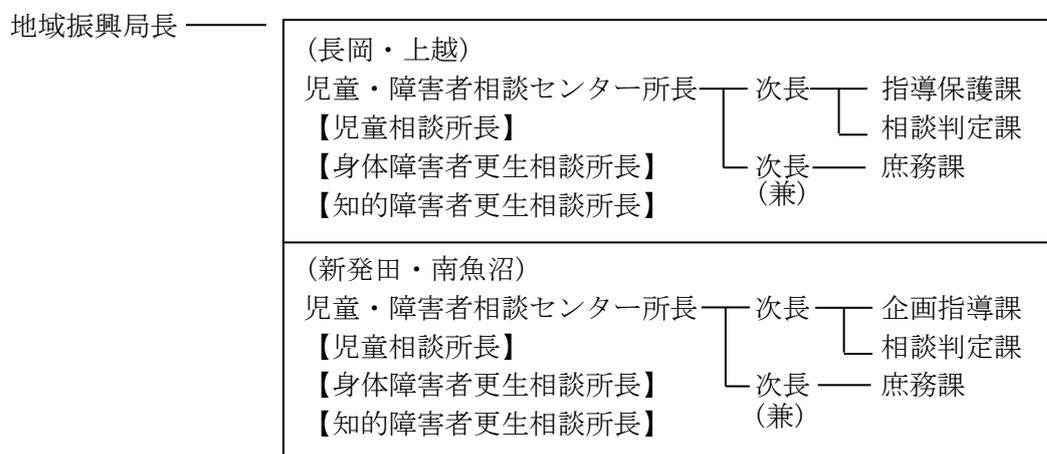
第1部 中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターの概要

1 組織 (令和4年4月1日現在)

(1) 中央福祉相談センター



(2) 児童・障害者相談センター

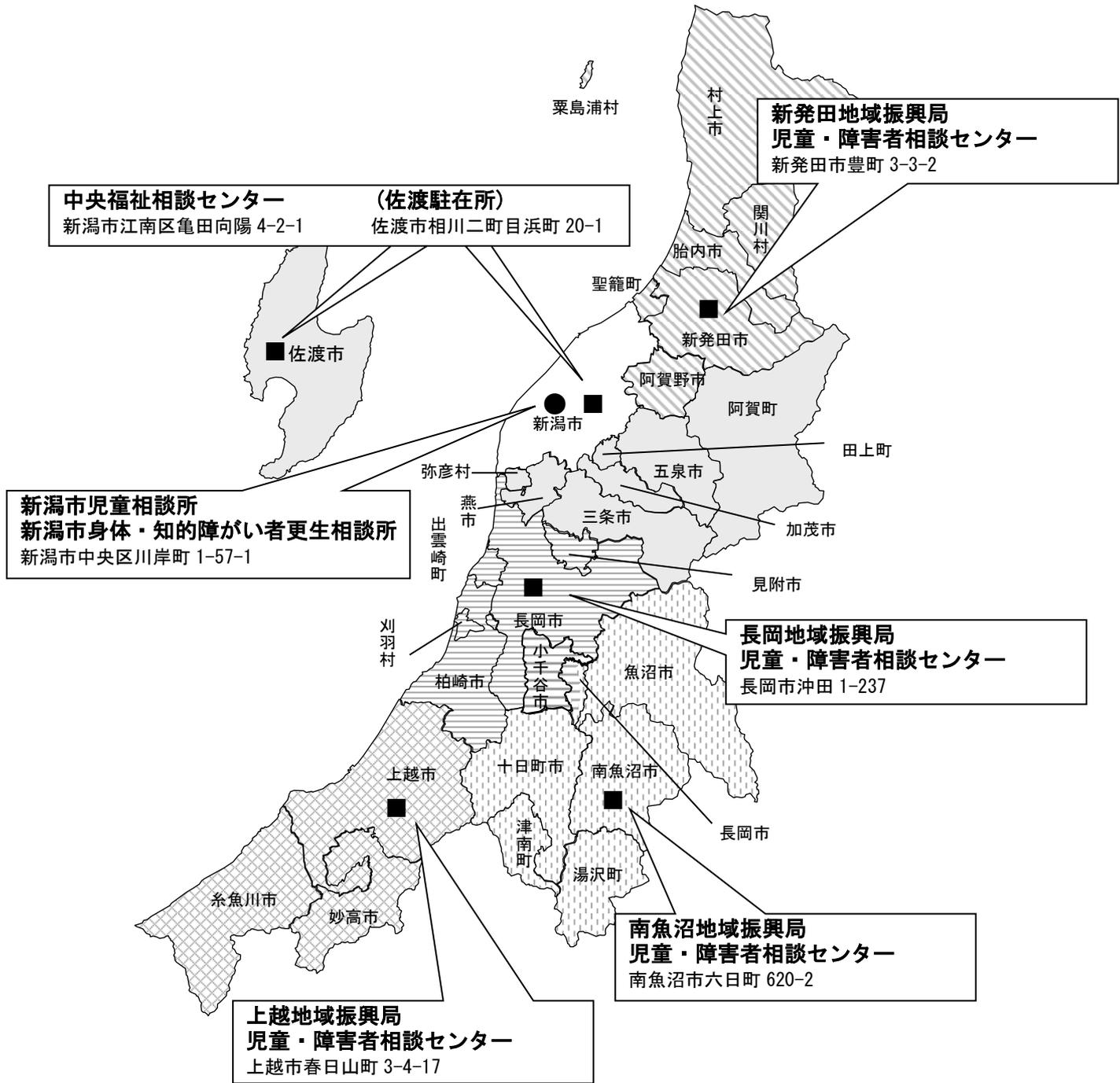


2 管轄区域の概要（令和4年度）

児相・身更相・知更相	二次保健医療圏	市 町 村	人 口	児 童 人 口	知 的 障 害 者 数	身 体 障 害 者 数
中央	新潟	五 泉 市	46,325	5,801	546	2,245
		阿 賀 町	9,491	811	141	798
	県 央	燕 市	76,110	10,583	757	3,210
		弥 彦 村	7,503	1,079	80	342
		三 条 市	92,662	12,688	1,019	3,744
		加 茂 市	24,535	2,850	303	1,110
		田 上 町	10,934	1,209	122	500
	佐渡	佐 渡 市	49,517	5,974	672	2,740
小計	5市2町1村	317,077	40,995	3,640	14,689	
新 発 田	下 越	村 上 市	55,614	6,602	558	2,890
		関 川 村	4,905	560	63	330
		新 発 田 市	93,271	13,120	936	3,858
		胎 内 市	27,779	3,644	243	1,158
		粟 島 浦 村	320	32	9	31
		聖 籠 町	14,095	2,532	184	616
	新潟	阿 賀 野 市	39,884	5,384	387	1,899
小計	4市1町2村	235,868	31,874	2,380	10,782	
長 岡	中 越	長 岡 市	262,364	37,368	2,498	9,838
		見 附 市	38,581	5,385	402	1,394
		小 千 谷 市	33,324	4,530	326	1,357
		柏 崎 市	79,218	10,109	789	3,054
		出 雲 崎 町	3,997	431	62	199
		刈 羽 村	4,287	647	50	170
小計	4市1町1村	421,771	58,470	4,127	16,012	
南 魚 沼	魚 沼	魚 沼 市	33,331	4,342	377	1,407
		南 魚 沼 市	53,819	7,732	514	2,303
		湯 沢 町	7,728	800	63	416
		十 日 町 市	48,268	6,231	663	2,340
		津 南 町	8,687	1,038	89	455
小計	3市2町	151,833	20,143	1,706	6,921	
上 越	上 越	上 越 市	184,367	26,119	1,944	7,075
		妙 高 市	29,540	3,733	642	1,653
		糸 魚 川 市	39,440	4,767	460	1,976
小計	3市	253,347	34,619	3,046	10,704	
新潟市	新潟	新 潟 市	779,988	108,394	6,161	23,287
合計	20市6町4村	2,159,884	294,495	21,060	82,395	

※令和4年4月1日現在（人口は新潟県人口移動調査による推計人口）

相談所配置(管内)図 (令和4年度)



児童福祉施設と所在地 (令和4年4月1日現在)

乳児院

- 聖母乳児院 (見附市)
- 新潟市立乳児院 (新潟市)

児童養護施設

- 若草寮 (新潟市)
- 新潟天使園 (新潟市)
- 双葉寮 (長岡市)
- 聖母愛児園 (見附市)
- 若竹寮 (上越市)

児童自立支援施設

- 県立新潟学園 (新潟市)

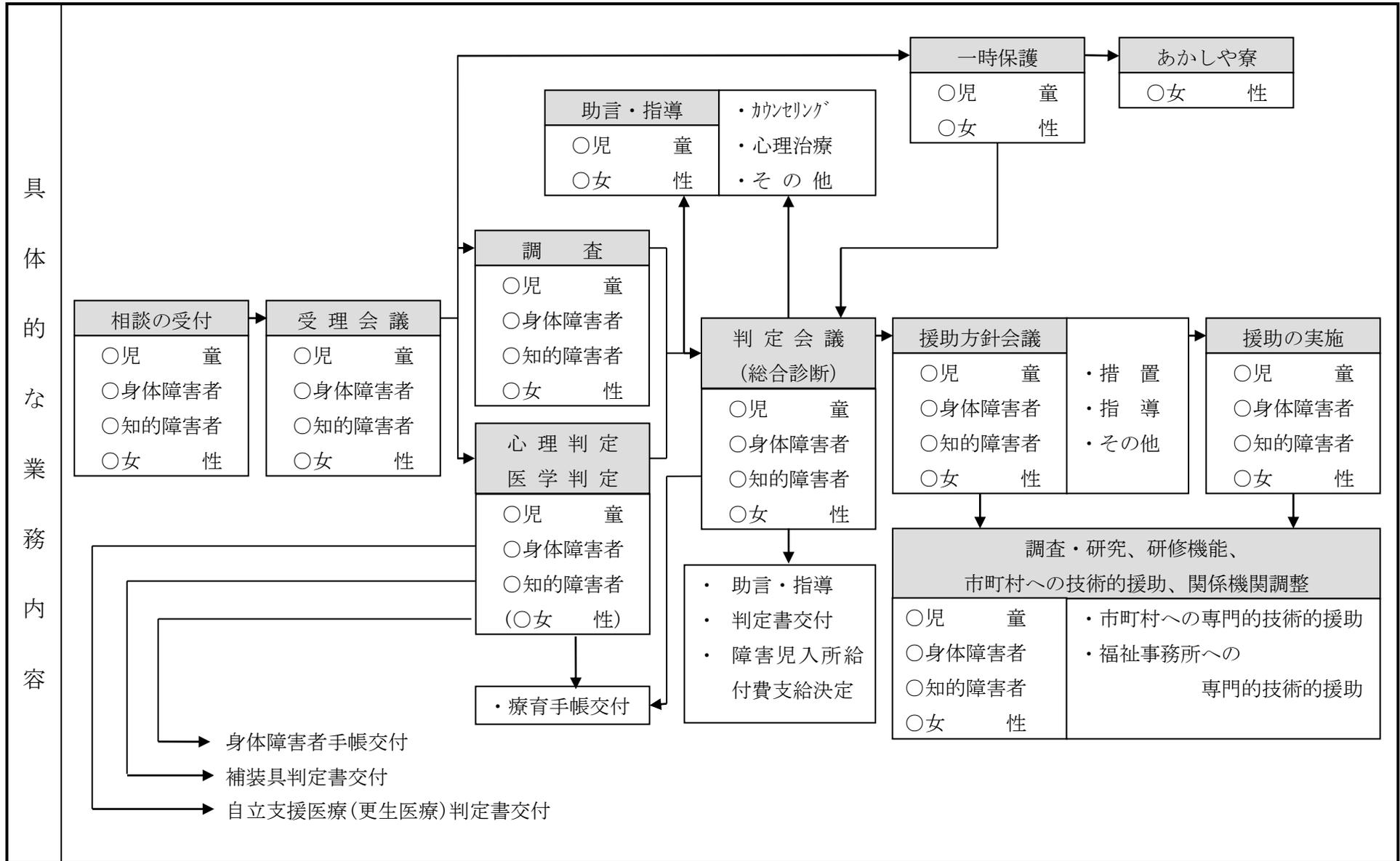
福祉型障害児入所施設

- 中井さくら園 (新発田市)
- ふなおか学園 (五泉市)
- まごころ学園 (見附市)
- コロニーにいがた白岩の里 児童部 (長岡市)
- さざなみ学園 (柏崎市)
- 魚沼学園 (魚沼市)
- にしき園 (妙高市)
- 新星学園 (佐渡市)

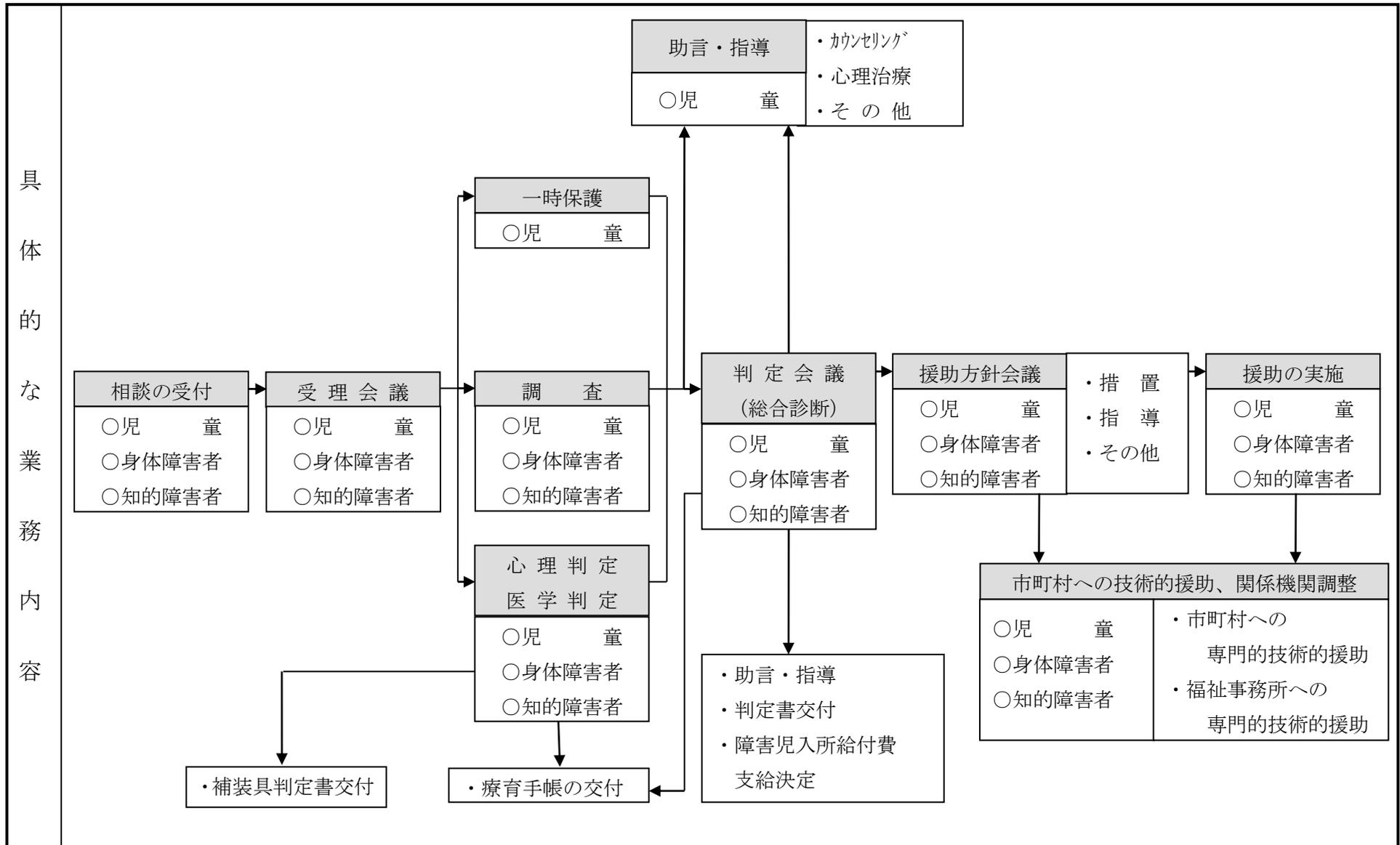
医療型障害児入所施設

- はまぐみ小児療育センター (新潟市)
 - 長岡療育園 (長岡市)
- 指定医療機関 (重症心身障害児)**
- 独立行政法人国立病院機構 西新潟中央病院 (新潟市)
 - 独立行政法人国立病院機構 新潟病院 (柏崎市)
 - 独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター (上越市)

3 相談の流れ（中央福祉相談センター）※女性福祉相談所（配偶者暴力相談支援センター機能付与）及び婦人保護施設あかしや寮が併設されている



3-2 相談の流れ（新発田、長岡、南魚沼、上越の各児童・障害者相談センター）



4 相談の現況と課題

(1) 総合相談体制による相談活動の展開

新潟県では地域福祉推進の観点から、県内6か所(うち1か所は新潟市)に児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を、そのうち1か所に女性福祉相談所(県下全域管轄)を配置し、子どもや障害者の福祉、女性の福祉に関する相談・援助活動を展開している(3ページ相談所配置(管内)図)。

また、これらの相談にあたってはライフステージに応じた連続的、横断的なサービスを一元的に提供するために、総合相談方式を採り職員は兼務である。

(2) 総合相談受付件数と延べ援助件数の推移

女性福祉相談所(婦人相談所)を除いた3相談所(児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)における相談件数を合算し、その推移を示したのが「図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移」である(新潟県が管轄する5か所の児童相談所分のみを計上)。

又、表1-4-1では相談1件あたりの延べ援助件数の平均の推移を示している。

図1-4-1 総合相談受付・延べ援助件数の推移

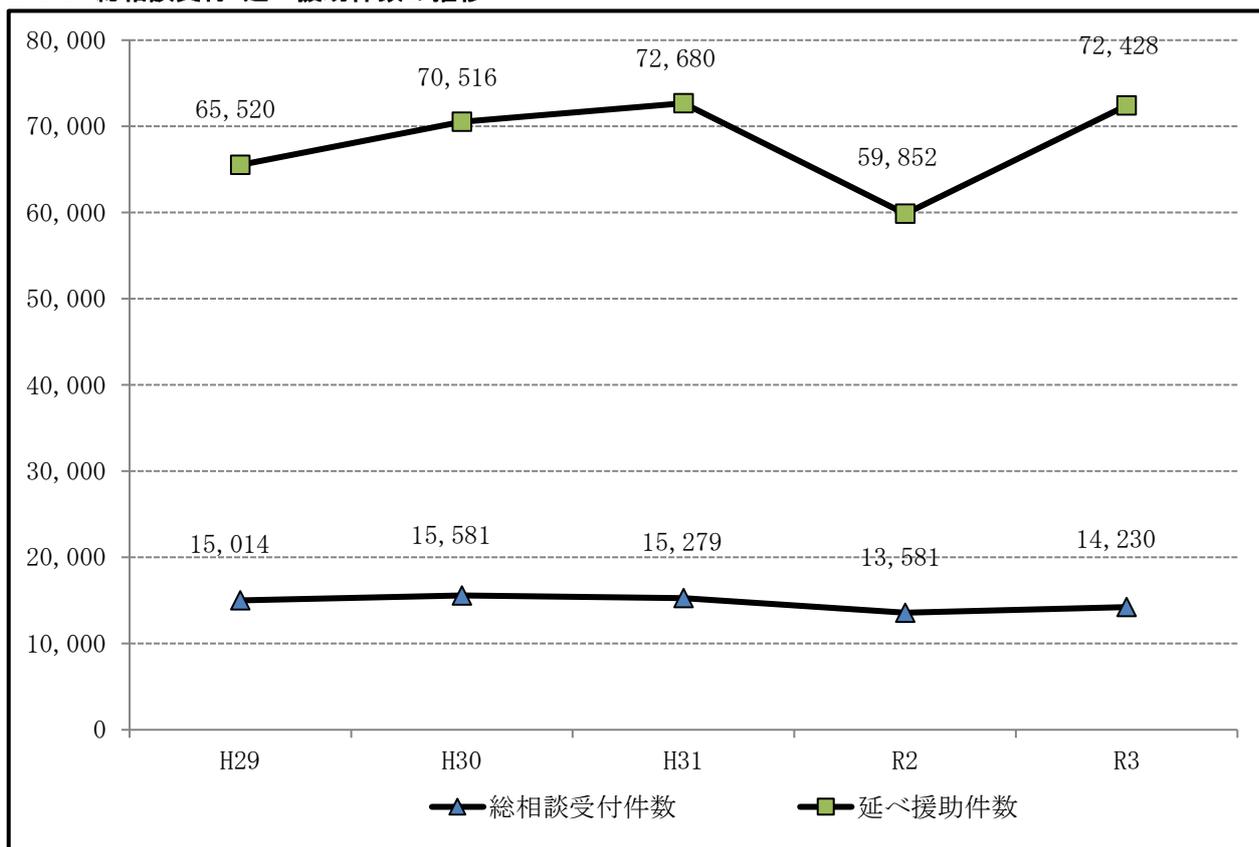


表1-4-1 3相談所相談実績

	H29	H30	H31	R2	R3
総合相談受付件数	15,014	15,581	15,279	13,581	14,230
総延べ援助件数	65,520	70,516	72,680	59,852	72,428
1件あたりの援助件数	4.36	4.53	4.76	4.41	5.09

これを相談所別に比較したのが、「図 1-4-2 相談所別受付件数の推移」「図 1-4-3 相談所別延べ対応件数の推移」である。

図 1-4-2 相談所別受付件数の推移

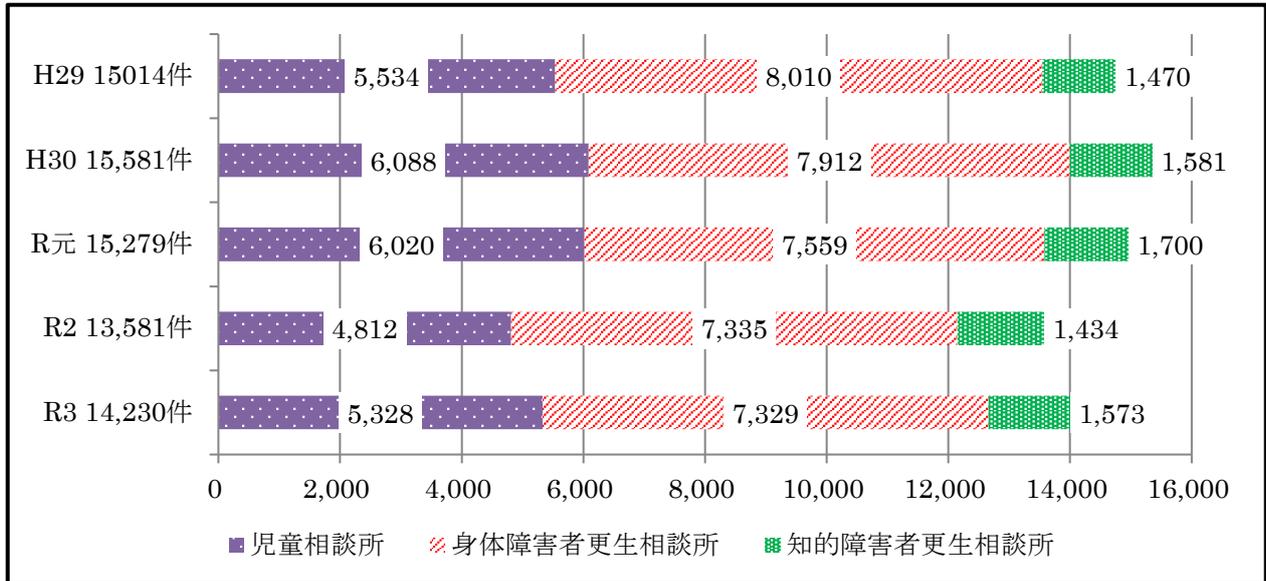
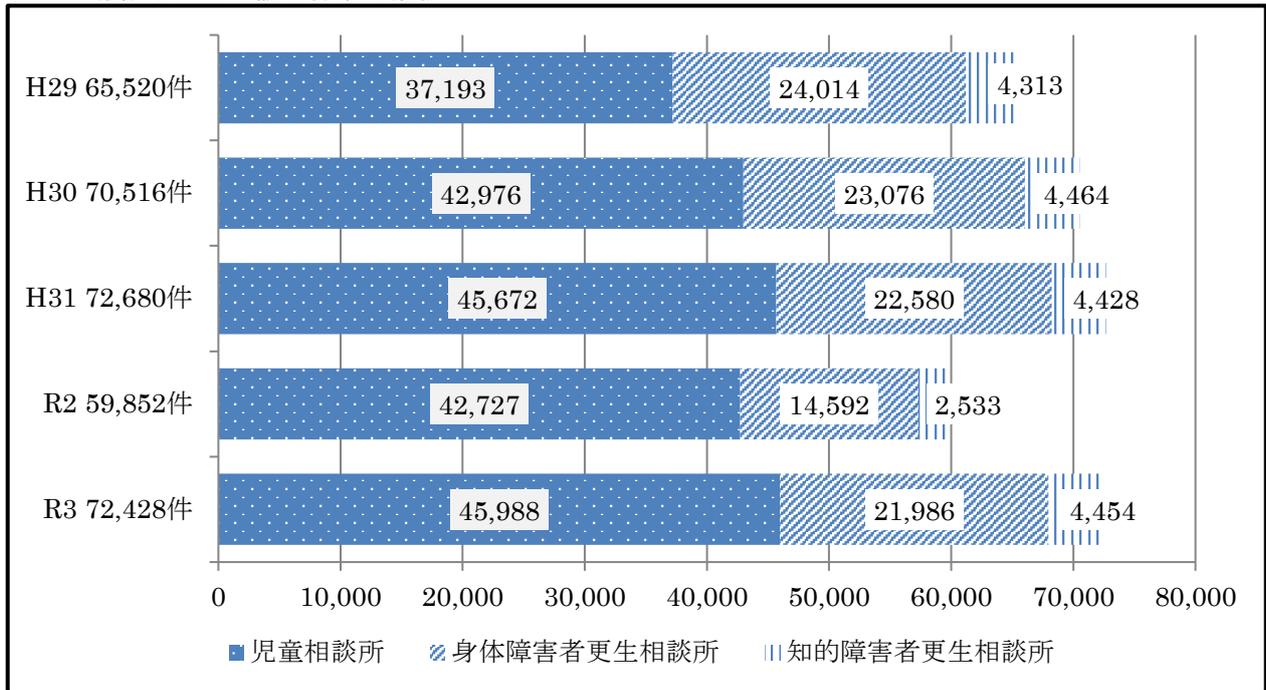


図 1-4-3 相談所別延べ援助件数の推移



(3) 1件あたりの援助件数

表 1-4-2 は、児童相談所における 1 件あたりの延べ援助件数の平均の推移である。

表 1-4-2 児童相談所相談実績

	H29	H30	H31	R2	R3
総受付実件数	5,534	6,088	6,020	4,812	5,328
総延べ援助件数	37,193	42,976	45,672	42,727	45,988
1件あたりの援助件数	6.72	7.06	7.59	5.47	8.63

(4) 児童虐待相談の現況

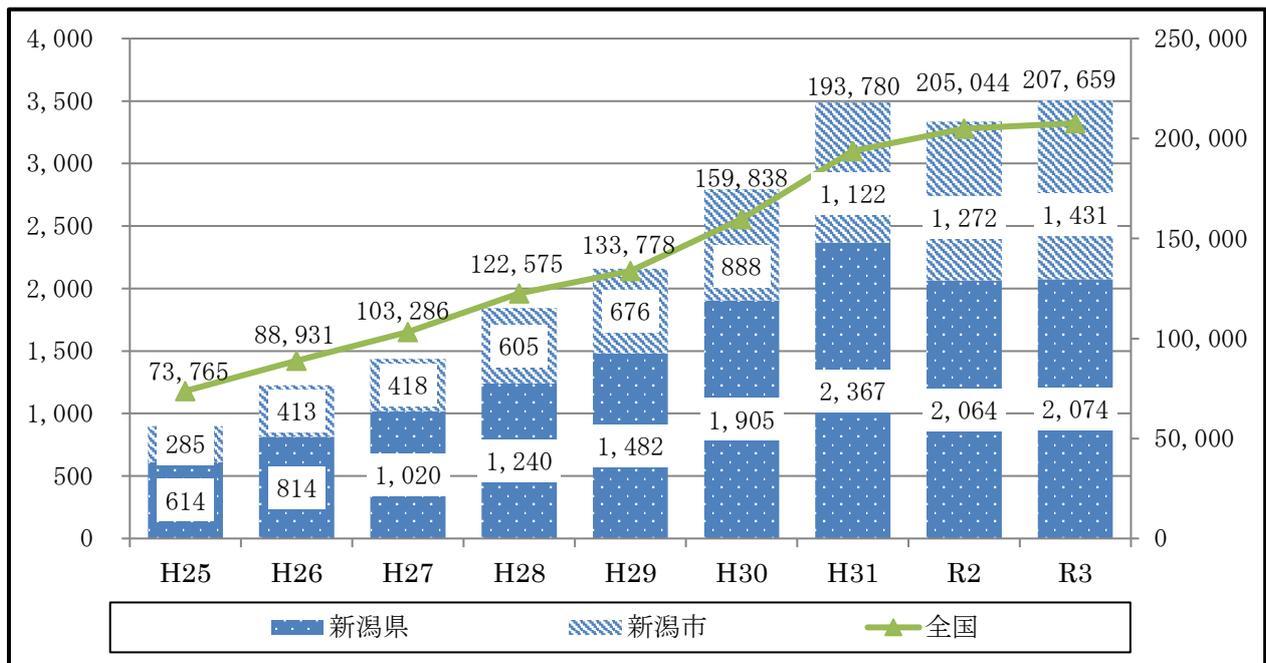
児童虐待相談に焦点を当ててみると、児童虐待相談は、①保護者（当事者）以外の第三者からの通告により始まることが多く、②保護者の反発、否認等を伴い相談の動機付けに欠けることが多い。また、③初期の情報は不確実で状況が変化しやすい中で、④瞬時の判断と緊急の対応が求められるなどの特徴を有している。

図 1-4-4 から、新潟県においては、平成 31 年度と比べて令和 2 年度は件数が微減したものの、全国の件数は増加しており、依然流れとして相談件数の増加傾向が続くと考えられる。相談件数の増加は、虐待そのものが増えたことに加え、社会的意識の高まりで相談・通報が増えたことが大きいとみられている。

また平成 25 年 8 月に厚生労働省より、虐待された児童だけではなくそれを目撃したきょうだいについても心理的虐待を受けたとして考え、対応するように求められたことも要因の一つである。

さらに、配偶者間暴力(DV)が子どもの前で行われた場合(面前DV)は心理的虐待にあたることから、近年、面前DVによる心理的虐待が増加してきていることも要因の一つと考えられる。

図 1-4-4 児童相談所における虐待相談件数の推移



児童虐待通告（相談）を受けると、児童相談所では即刻受理会議を開催し、具体的な対応を決める。子どもの安全は、可能な限り保護者と接点のある市町村、学校、幼稚園、保育所等の職員や保健師、児童委員、親戚、警察官などと同行し、現地で確認している。児童虐待は、児童相談所単独の支援で解決することは困難であり、地域における多数の関係機関との長期にわたる継続的な連携が欠かせない。

また、子どもの安全を確保するために親子を分離する必要がある場合には、緊急一時保護（医療機関等への一時保護委託を含む）を行う。一時保護は、子どもをそのまま放置することが、その子どもの福祉を害すると認められる場合には、児童相談所長の権限で行うことができる。

表 1-4-3 は、新潟県が管轄する 5 か所の児童相談所における児童の一時保護件数の推移である。

表 1-4-3 被虐待児童の一時保護件数の推移(委託保護を含む)

		H29	H30	H31	R2	R3
全 体	一時保護児童数	397	475	515	449	424
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	19.1	23.5	26.2	23.4	22.1
	延べ保護日数	9,131	8,920	13,417	10,451	11,357
	(一人あたりの平均保護日数)	23.0	18.8	26.1	23.3	26.8
うち 被虐待児	一時保護した被虐待児数	232	291	322	288	235
	(管内児童人口 10,000 人あたりに占める件数)	11.1	14.4	16.4	15.0	12.3
	延べ保護日数	6,385	6,243	10,593	7,969	7,264
	(一人あたりの平均保護日数)	27.5	21.5	32.9	27.7	30.9

*一児童を複数回保護した場合でも、保護理由が同じときは1人として計上。

第2部 各相談所の概要

第2部 各相談所の概要

1 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を適切に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行うことで子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

(1) 沿革

児相	年 月	設 置 及 び 組 織	所 在 地
中 央 児 童 相 談 所	昭 23. 4	開設	新潟市東中通 1-86
		一時保護所開設	〃 五十嵐三の町（新潟学園内）
	23.10	専任所長就任	
	24. 6	新庁舎新築移転	新潟市川岸町 1-57-1
	28. 3	下越児童相談所設置	新発田市
	29. 4	法第27条第1項の措置権が委任される	
	30. 7	下越児童相談所廃止、中央児童相談所に統合	
	30.11	地方事務所勤務で中央児相兼務の福祉司が児童相談所勤務となる	
	33. 4	機構充実、職員18名	
	35. 4	二係制設置（庶務係、業務係）	
	37.11	次長制及び二課制（庶務課、業務課）設置	
	39. 6	新潟地震（被害を受ける）	
	40. 3	宿直室、教室等増築	
	40. 9	一時保護職員室増築	
	42. 4	次長制廃止	
	42. 8	庁舎建設のため新潟労政事務所内に引越	
	42.10	厚生センター起工式新庁舎新築移転	
	43. 5	新庁舎新築移転	
	45. 4	主任制発足	
	48. 4	三課制（庶務課、相談指導課、判定保護課）設置	
	52. 4	次長制及び課名の変更（庶務課、相談判定課、指導保護課）	
	55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足	
	61. 4	係長制度（指導保護係長、指導係長、相談判定係長）発足	
	児 平 5. 4	新潟県民生部の組織改正により、新潟県中央福祉相談センターに設置	
	6. 4	「子ども家庭110番」設置	
	7. 4	中央福祉相談センター移転（職員31名） 総務課、企画指導課、相談判定課設置 係制廃止	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1
	9.12	緊急連絡システム設置	
	10. 9	体育館屋根張替え	
	12. 4	子育て支援相談員3名配置	
	13. 4	次長制度変更（2名体制となり、それぞれ総務課長、企画指導課長を兼ねる）	
	14. 4	児童虐待・DV対応班3名配置 「子ども・女性電話相談事業」開始（「子ども家庭110番」は廃止）	
15. 4	「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」開設		
17. 4	保護・支援課創設 職員7名嘱託員4名の計11名配置	新潟市亀田向陽 4-2-1	
19. 4	夜間、休日の緊急相談及び緊急保護体制整備 新潟市児童相談所開設により、管轄区域が変更となり、職員29名に減員（児童虐待DV対応班は2名体制）	（市町村合併による住所表記変更） 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1 （政令指定都市移行による住所表記変更）	
20. 4	総務課2名減員、3名体制となる 管轄区域から見附市が外れる		
23. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名配置		
25. 4	児童虐待対応補助嘱託員（警察官OB）1名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置		
28. 3	精神科医師退職		
29. 4	法務嘱託員（弁護士）1名配置		
30. 4	里親等相談支援員1名配置、一時保護所当直業務嘱託員1名増員 児童相談所受付相談員1名減員		
31. 4	心理判定嘱託員1名配置、子育て支援相談員1名増員		
令 2. 4	児童福祉司2名増員、子育て支援相談員1名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更		
3. 4	児童福祉司2名増員、児童心理司2名増員、子育て支援相談員1名減員 佐渡駐在所が児童福祉司2名、児童心理司1名、子育て支援相談員1名の体制となる。		
4. 4	児童福祉司5名増員、児童心理司1名増員 児童虐待DV対応班の再編（市町村支援専任児童福祉司1名配置、保健師（新発田児童相談所兼務）1名配置、里親等支援専任児童福祉司1名配置、ヤングケアラーコーディネーター2名配置） 「子ども・女性電話相談事業」、「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」廃止		

新 発 田 児 童 相 談 所	平	5. 4	新発田地域福祉センター内に開設	新発田市豊町 3-3-2	
		6. 4	心理判定員 1 名増員、相談課 6 名体制となる		
		7. 4	係制廃止		
		9. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 7 名体制となる		
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置		
		14. 4	新発田健康福祉環境事務所に統合		
		16. 4	新発田地域振興局に統合		
		19. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 8 名体制となる		
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官OB) 1 名配置		
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官OB) 1 名を子育て支援相談員へ名称変更		
		29. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 9 名体制となる		
		30. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 10 名体制となる		
		31. 4	児童福祉司 3 名増員、相談課 13 名体制となる。子育て支援相談員 1 名減員、心理判定嘱託員 1 名配置		
	令	2. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 14 名体制となる。心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更 児童福祉司 1 名増員、心理判定員 2 名増員、相談課 17 名体制となる。		
		3. 4	子育て支援相談員 1 名、児童相談所心理職員 1 名減員		
	4. 4	単独所属化に伴い、3 課制となる(庶務課は兼務)。 次長 1 名増員、児童福祉司 1 名増員、心理判定員 1 名増員、20 名体制となる。 保健師 1 名配置(兼務)、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置、法務嘱託員 1 名配置、子育て支援員 1 名減員			
長 岡 児 童 相 談 所	昭	26. 5	庁舎新築	長岡市今朝白町 1-1025-1	
		27. 4	業務開始		
		30. 4	児童福祉司が当所勤務となる(地方事務所勤務の事務廃止)		
		31. 8	専任所長就任		
		31. 9	会計規則に基づく廃指定 法 27 条第 1 項の措置権が委任される		
		38. 8	主任制度発足		
		40. 4	二課制(庶務課、業務課)設置		
		46. 9	庁舎移転新築		
		55. 4	一時保護当直業務嘱託員制度発足		
		56. 4	機構充実、職員 17 名		
		56. 12	プレールーム増築		
		61. 4	係長制度(指導保護係長、相談判定係長)発足		
		61. 12	庁舎移転準備 61 年度用地買収造成工事		
		63. 3	庁舎新築移転		
	平	5. 4	長岡地域福祉センターに統合		長岡市今朝白 2-7-35
		7. 4	係制廃止		
		10. 7	医学判定室改修		
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置		
		14. 4	長岡健康福祉環境事務所に統合		
		16. 4	長岡地域振興局に統合		
		16. 10	中越大震災(被害受ける)		
		18. 4	一時保護所職員 1 名増員(2 名体制へ)		
		19. 4	子育て支援相談員 1 名増員		
		20. 4	管轄区域の変更(見附市)に伴い、児童福祉司 1 名増員		
		21. 4	住所表記変更		長岡市四郎丸町 237
		22. 4	児童福祉司 1 名増員		
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官OB) 1 名配置		
		24. 4	児童福祉司 2 名増員		
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員(警察官OB) 1 名を子育て支援相談員へ名称変更 管轄区域に小千谷市が加わる 一時保護所学習支援員配置		
		26. 11	住所表記変更		
		27. 4	一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員		
		28. 4	一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員		
	29. 4	児童福祉司 1 名増員、一時保護所当直業務嘱託員 1 名増員			
	30. 4	法務嘱託員(弁護士) 1 名配置、児童福祉司 1 名増員 里親等相談支援員 1 名配置			
	31. 4	児童福祉司 2 名増員、子育て支援相談員 2 名減員、心理判定嘱託員 1 名配置	長岡市沖田 1-237		
令	2. 4	児童福祉司 2 名増員、児童指導員 1 名加配、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所当直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し 1 名増員			
	3. 4	児童福祉司 1 名増員、心理判定員 3 名増員、子育て支援相談員 1 名減員、児童相談所心理職員 1 名減員			
	4. 4	一時保護所棟供用開始 児童福祉司 3 名増員、児童心理司 1 名増員、保健師(南魚沼児童相談所兼務) 1 名配置、児童指導員 2 名増員、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置、里親等相談支援員 1 名減員(廃止)			

南魚沼児童相談所	平	5. 4	六日町地域福祉センター内に開設	南魚沼郡六日町大字六日町 21-20 南魚沼郡六日町大字六日町 620-2 南魚沼市六日町 620-2
		6. 4	心理判定員 1 名増員、相談課 5 名体制となる	
		7. 4	係制廃止	
		9. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 6 名体制となる	
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置	
		14. 4	六日町健康福祉環境事務所に統合	
		15. 4	子育て支援相談員減員	
		16. 4	六日町地域振興局に統合	
		17. 4	南魚沼児童相談所に名称変更	
		19. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 7 名体制となる 児童虐待対応補助嘱託員 1 名配置	
		25. 4	児童虐待対応補助嘱託員 1 名を子育て支援相談員へ名称変更 管轄区域から小千谷市が外れる	
		29. 4	児童福祉司 1 名増員、相談課 8 名体制となる	
		30. 4	子育て支援相談員 1 名増員	
		31. 4	心理判定嘱託員 1 名配置	
令	2. 4	児童福祉司 1 名増員、子育て支援相談員 1 名減員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更		
	3. 4	児童福祉司 1 名増員、心理判定員 1 名増員、子育て支援相談員 1 名減員、臨時的任用職員 1 名増員、児童相談所心理職員 1 名減員		
	4. 4	健康福祉環境部から独立 児童福祉司 3 名増員、臨時的任用職員 1 名減員、子育て支援相談員 1 名減員、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置、保健師（兼務） 1 名、法務嘱託員 1 名 二課制となる。		
上越児童相談所	昭	27. 5	開設	高田市大手町西会所 97 番地 上越市西会所通り 97-1 上越市大字木田 768-3 上越市春日山町 3-4-17
		31. 3	庁舎新築	
		31. 9	法 27 条第 1 項の措置権が委任される	
		31.10	機構改革に伴い独立庁舎となる	
		31.10	専任所長が就任	
		31.11	心理判定員配置 一時保護所に保母配置	
		40. 4	二課制（庶務課、業務課）設置	
		45. 3	一時保護所増築（定員 12 名）	
		51. 4	主任制度発足	
		55. 4	庁舎新築移転	
		55. 4	一時保護所直業務嘱託員制度発足	
	平	2. 4	係長制度（指導保護係長、相談判定係長）発足	
		5. 4	上越地域福祉センターに統合	
		7. 4	係制廃止	
		9. 6	庁舎一部改修（玄関階段撤去等）	
		10. 9	庁舎一部改修（玄関スロープ拡張、2 階トイレ等）	
		12. 4	子育て支援相談員 2 名配置	
		14. 4	上越健康福祉環境事務所に統合	
		16. 4	上越地域振興局に統合	
		18. 4	一時保護所職員 1 名増員（2 名体制へ）	
		22. 3	児童虐待対応補助嘱託員 1 名配置	
		23. 4	児童虐待対応補助嘱託員 1 名増員	
		23.11	庁舎一部改修（一時保護入口、廊下間仕切り）	
		24. 4	児童福祉司 1 名増員、	
	25. 4	児童虐待対応補助嘱託員 2 名を子育て支援相談員へ名称変更 一時保護所学習支援員配置		
	27. 4	一時保護所直業務嘱託員 1 名増員		
	28. 4	一時保護所直業務嘱託員 1 名増員		
	29. 4	児童福祉司 1 名増員 一時保護所直業務嘱託員 1 名増員		
	30. 4	法務嘱託員（弁護士）1 名配置、児童福祉司 1 名増員 里親等相談支援員 1 名配置		
	31. 4	児童福祉司 2 名増員、心理判定嘱託員 1 名配置		
令	2. 4	児童福祉司 2 名増員、心理判定嘱託員を児童相談所心理職員に名称変更、一時保護所直業務嘱託員を一時保護所指導職員に名称変更し 1 名増員		
	3. 4	児童福祉司 3 名増員、心理判定員 3 名増員		
	4. 4	保健師 1 名配置、児童指導員 1 名増員、里親等支援専任児童福祉司 1 名配置		

(2) 業務内容

- ア 市町村の児童家庭相談に対し、必要な援助を行う。
- イ 子どもに関する家族その他からの相談に応じる。
- ウ 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行う。
- エ 調査又は判定に基づき必要な指導を行う。
- オ 子どもの一時保護を行う。
- カ 施設入所、里親委託等の措置を行う。

(3) 相談及び援助の種類

ア 相談の種類及び内容

養護相談	1. 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、内部機能障害児、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4. 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	5. 言語発達障害相談	構音障害、吃音、失語等音声言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞や注意欠陥多動性障害のある子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は、それぞれのところに入れる。
	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8. 発達障害相談	発達障害児に関する相談。
非行相談	9. ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談。
	10. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告及び少年法第 6 条の 6 による送致のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談、受け付けた時には通告がなくとも、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	12. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合はそれぞれのところに分類する。
	13. 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊びに関する相談。
	15. その他の相談	1～14 のいずれにも該当しない相談。

※「8. 発達障害相談」・・・平成 25 年度までは自閉症等相談となっていた。

イ 援助の種類及び内容

在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	一回～数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる子どもや保護者に対して行う。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業等の制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識技術を要する事例に対し子どもや保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられる事例に行う。
		市町村指導	子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対して行う。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
		障害児相談支援事業を行う者の指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う。
		訓戒・誓約措置	子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項を明確に示すよう配慮する。
児童福祉施設入所措置 指定医療機関委託	家庭環境や本人の行動上の問題、障害などのため、一定期間保護、療育、訓練、生活指導等を必要とする子どもを児童福祉施設に入所（通所）させ、又は指定医療機関に委託する。		
里親・小規模住居型 児童養育事業委託	家庭での養育に欠ける子ども等を、登録された里親又は小規模住居型児童養育事業へ委託し、その人格かつ調和のとれた温かい愛情と正しい理解の家庭を与えることにより、愛着関係の形成等子どもの健全な育成を図る。		
児童自立生活援助事業の実施	里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した義務教育を終了した子どもでいまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談などの援助を行う。		
福祉事務所送致等	子どもや保護者等を福祉事務所の知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設への措置、保育の実施が必要な場合、及び15歳以上の児童で障害者支援施設への入所又は障害福祉サービスの利用が適当な場合に、福祉事務所に送致、報告又は通知する。		
家庭裁判所送致	家庭裁判所の審判に付することが適当である場合、及び行動の自由を制限したり強制措置を必要としたりする場合に、事件を家庭裁判所に送致する。		
家庭裁判所に対する 家事審判の申し立て	児童虐待の事例で、保護者の意に反して施設入所等を行う場合等の承認の請求、親権喪失宣言の請求、後見人の選任・解任等の請求等を行う。		

(4) 業務状況

ア 相談の状況

令和3年度の新潟県が所管する5か所の児童相談所の相談種別別受付件数の合計は5,328件であった。(図2-1-1)。

受付件数を年齢別に見ると、最も多いのが7歳となっており(図2-1-2)、相談経路別に見ると、市町村からの相談が1,833件(34.4%)と一番多い(図2-1-3)。

受け付けた相談の対応状況については、対応件数5,346件中、助言指導が4,968件と全体の93.2%を占めている。助言指導以外の対応として最も多いのは、児童福祉司指導で119件、次いで継続指導の69件となっている。児童福祉施設等への措置(児童福祉施設入所、里親委託)は54件となっている(図2-1-4)。

図2-1-1 相談種別別受付状況の推移(県計)

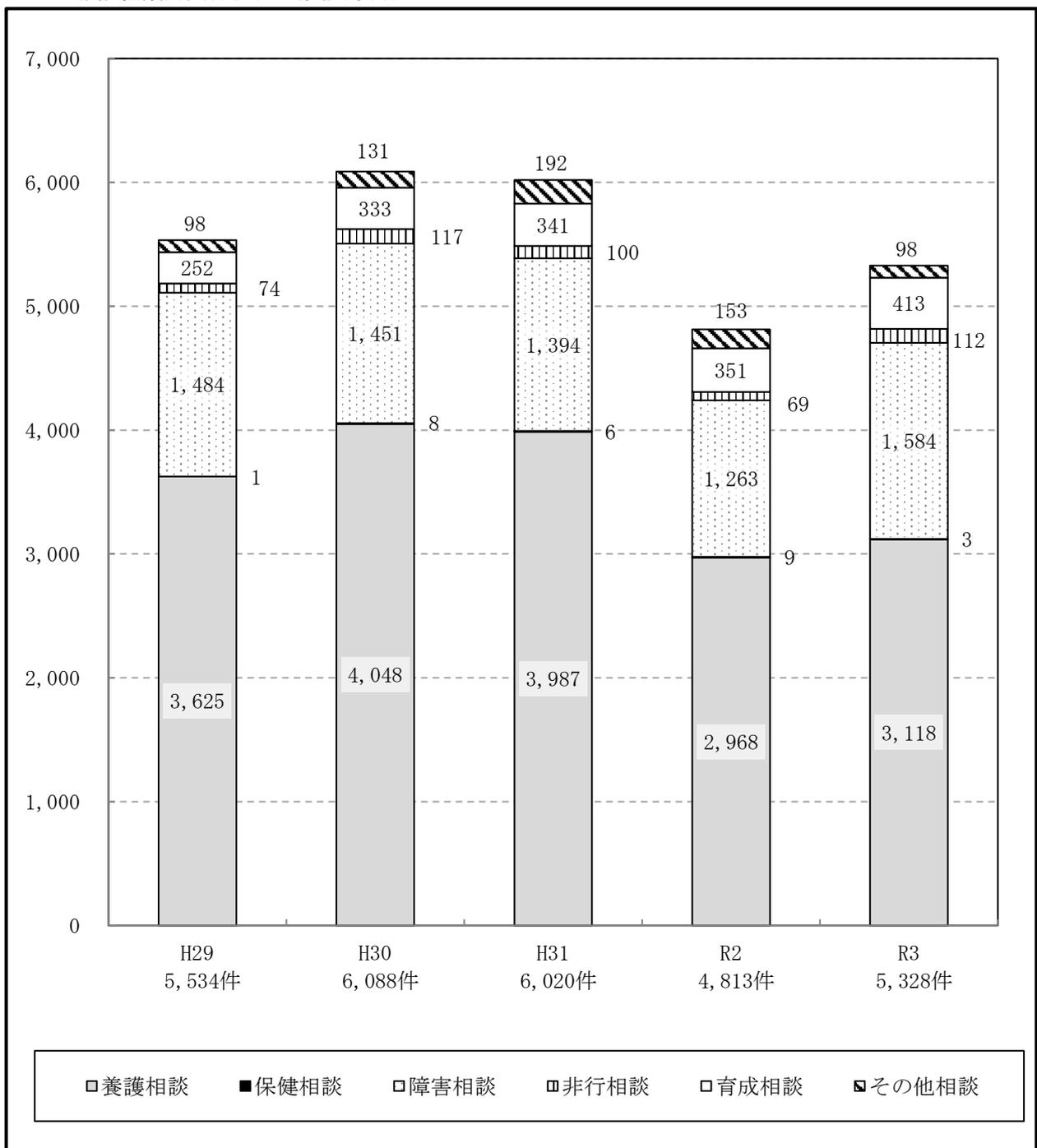


図 2-1-2 年齢別相談受付状況 総数 5,328 件

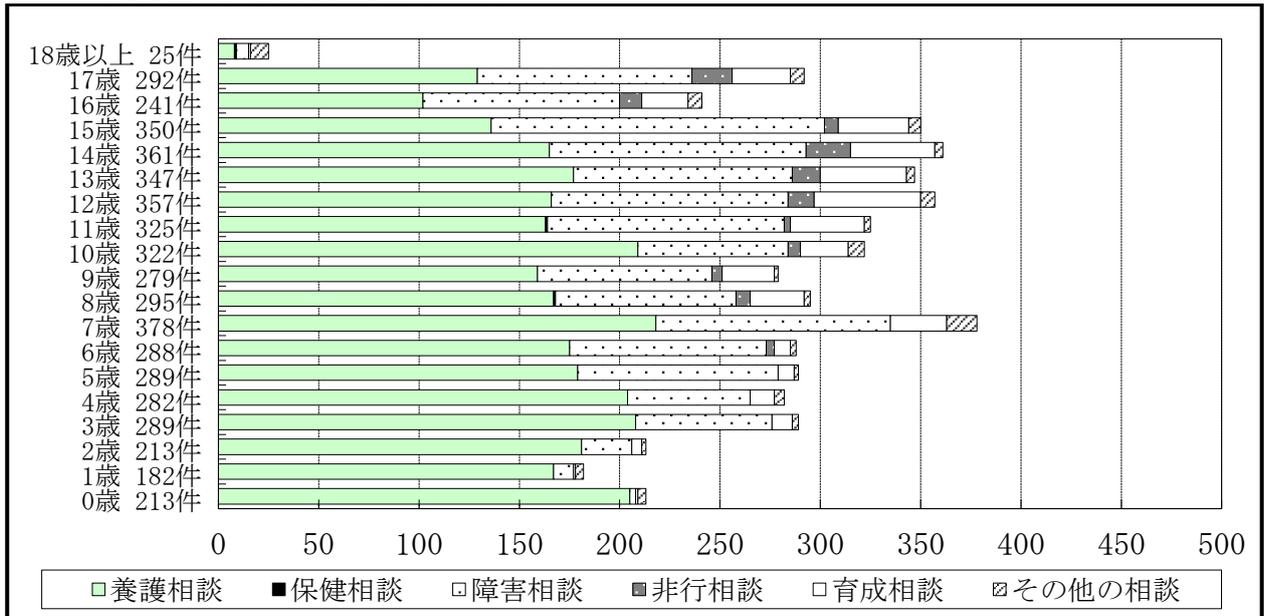


図 2-1-3 相談経路別受付状況 総数 5,328 件

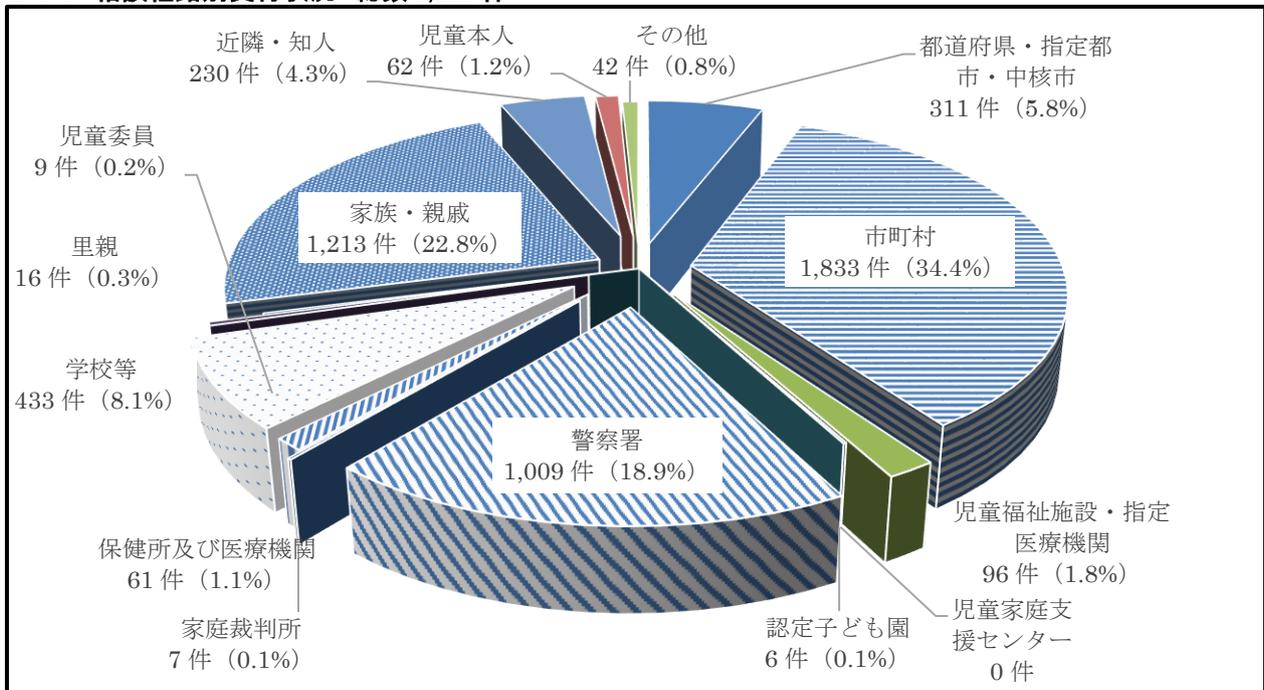
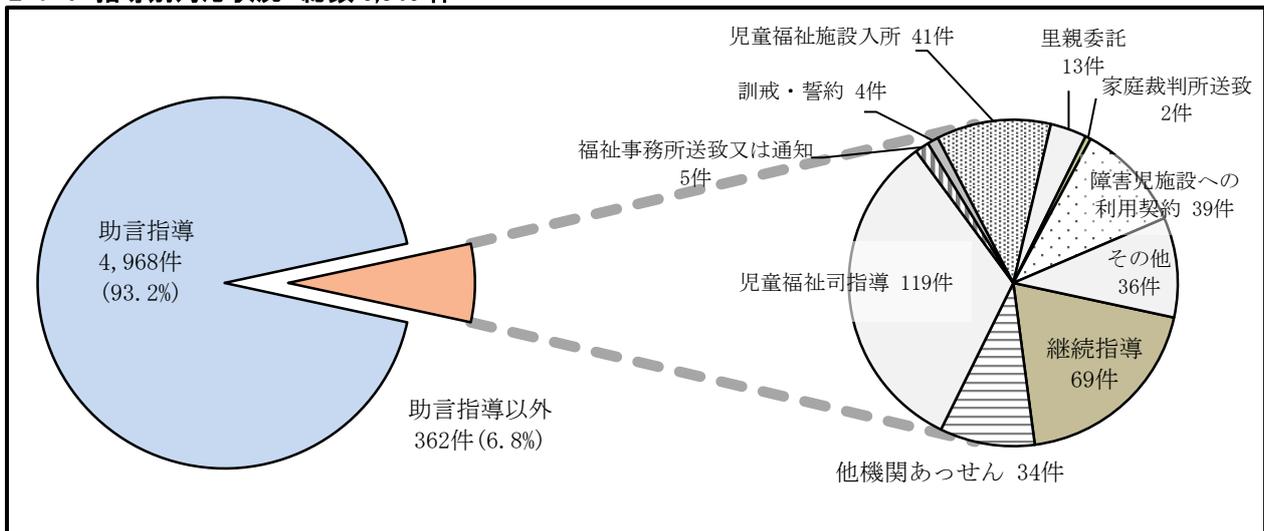


図 2-1-4 指導別対応状況 総数 5,346 件



イ 児童虐待相談の状況

令和3年度、各児童相談所に寄せられた虐待通告件数は計2,348件であった。これらの通告のうち、調査・診断を経て判定会議で虐待と判定され、虐待相談として受け付けた相談は2,038件となった（表2-1-1）。

一方、児童虐待相談対応件数は2,074件となり、その内訳は、心理的虐待が1,194件（57.7%）で最も多く、次いで身体的虐待が520件（24.9%）、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）が345件（16.6%）、性的虐待が15件（0.7%）となっている（図2-1-5）。

年齢別に見ると、5歳が139件で最も多く、次いで13歳が138件、4歳が137件となっている。（図2-1-6）。

主たる虐待者では、実母が983件（47.5%）と最も多く、次いで実父が940件（45.3%）となっており、実父母で92.8%を占めている（図2-1-7）。

なお、児童虐待防止法の定義では保護者からの性暴力被害を「性的虐待」として受理しているが、保護者以外の家族・親族・同居人等からの家庭内における性暴力は「性的虐待」では受理せず保護者の「保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」として受理している。

表2-1-1 児童虐待における通告件数及び相談受付（虐待認定）件数（相談所別）

	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
通告件数	632	480	455	287	494	2,348
相談受付（虐待認定）件数	405	456	445	260	472	2,038

図2-1-5 児童虐待種類別対応件数の推移(県計)

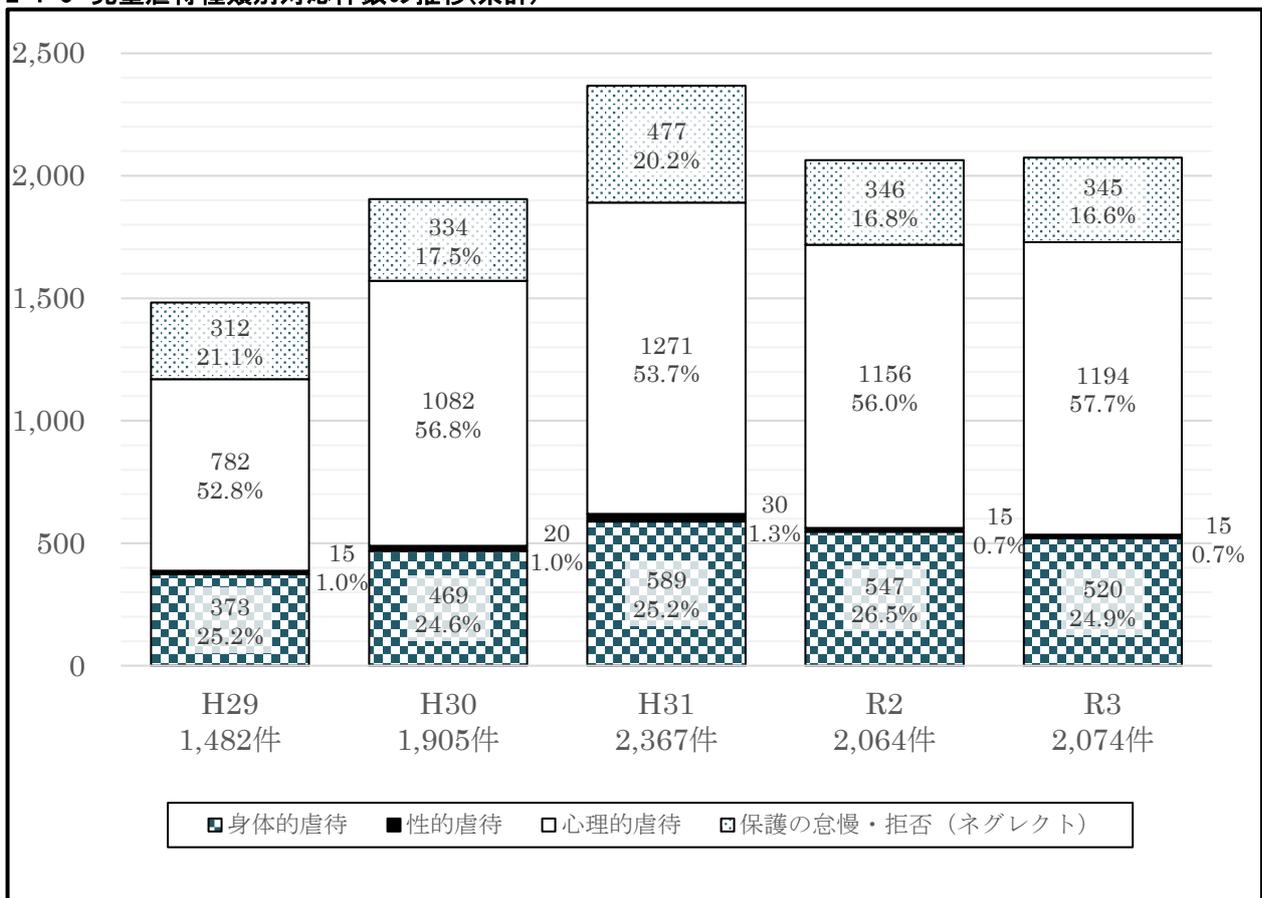


図 2-1-6 年齢別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,074 件

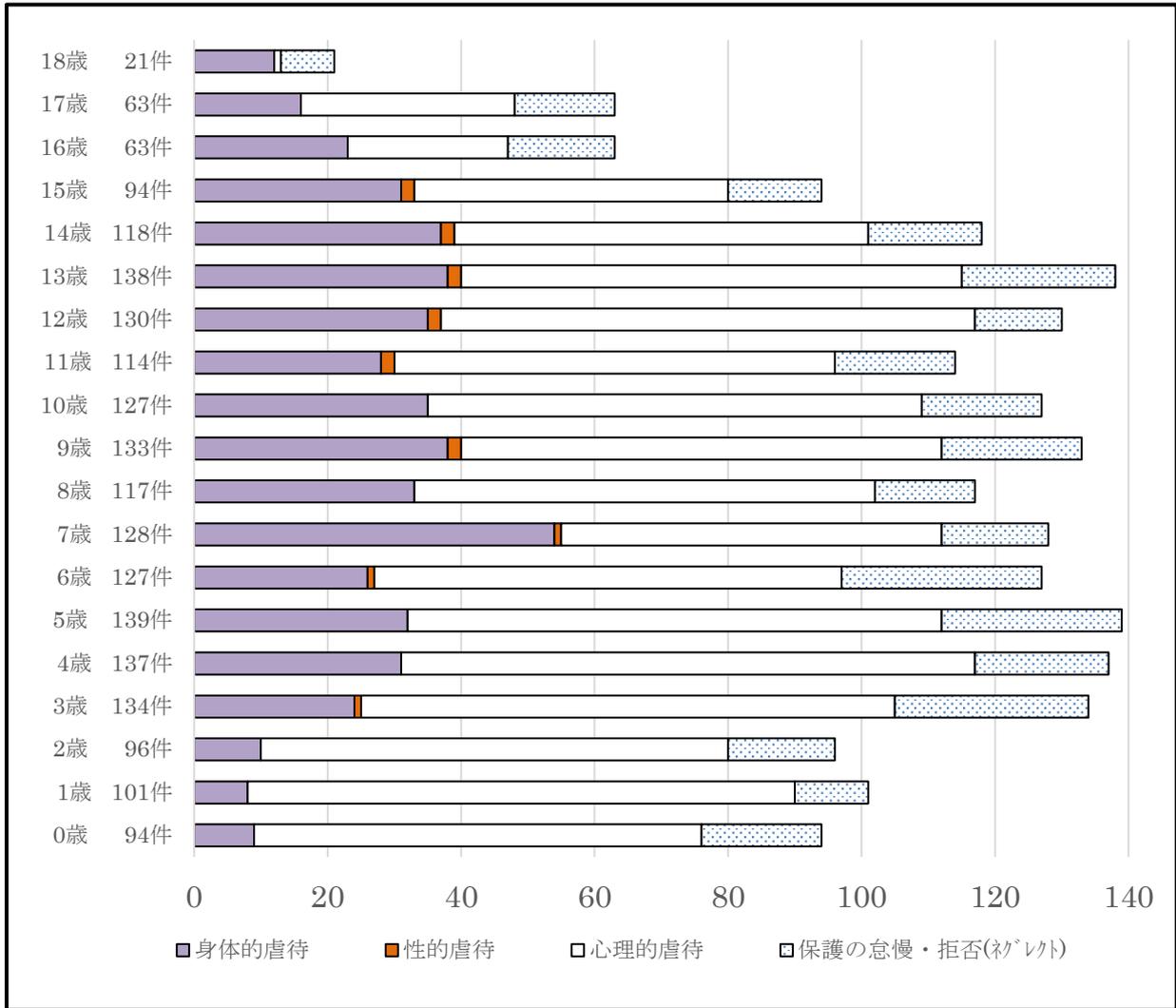
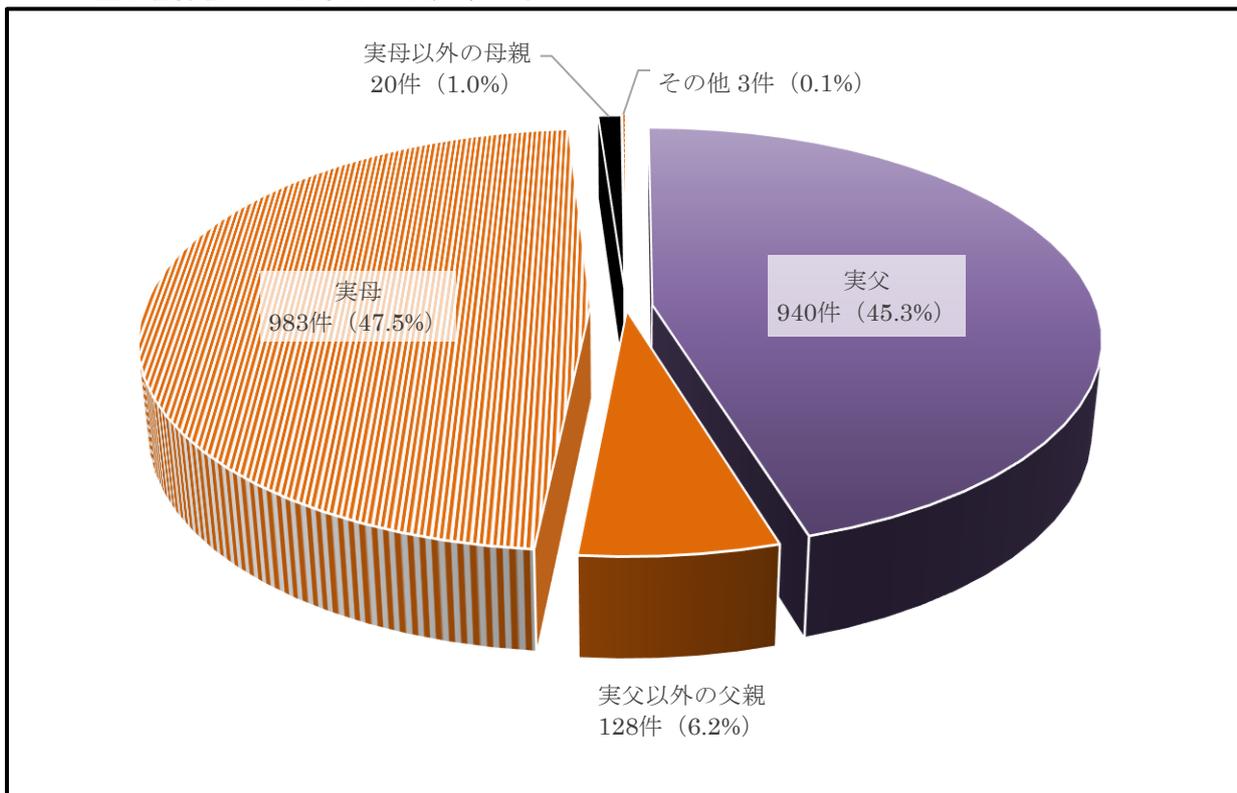


図 2-1-7 主な虐待者の状況(県計) 総数 2,074 件



虐待相談を経路別に見ると、令和3年度は警察等(警察官及び司法警察職員として職務を行うもの)からの相談が最も多く、895件となっている(図2-1-8)。

また、受け付けた児童虐待相談の対応の状況については、助言指導が1,853件と全体の88.1%を占めている。助言指導以外では、児童福祉司指導が104件、次いで、継続指導が51件となっている(図2-1-9)。

図2-1-8 経路別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,074件

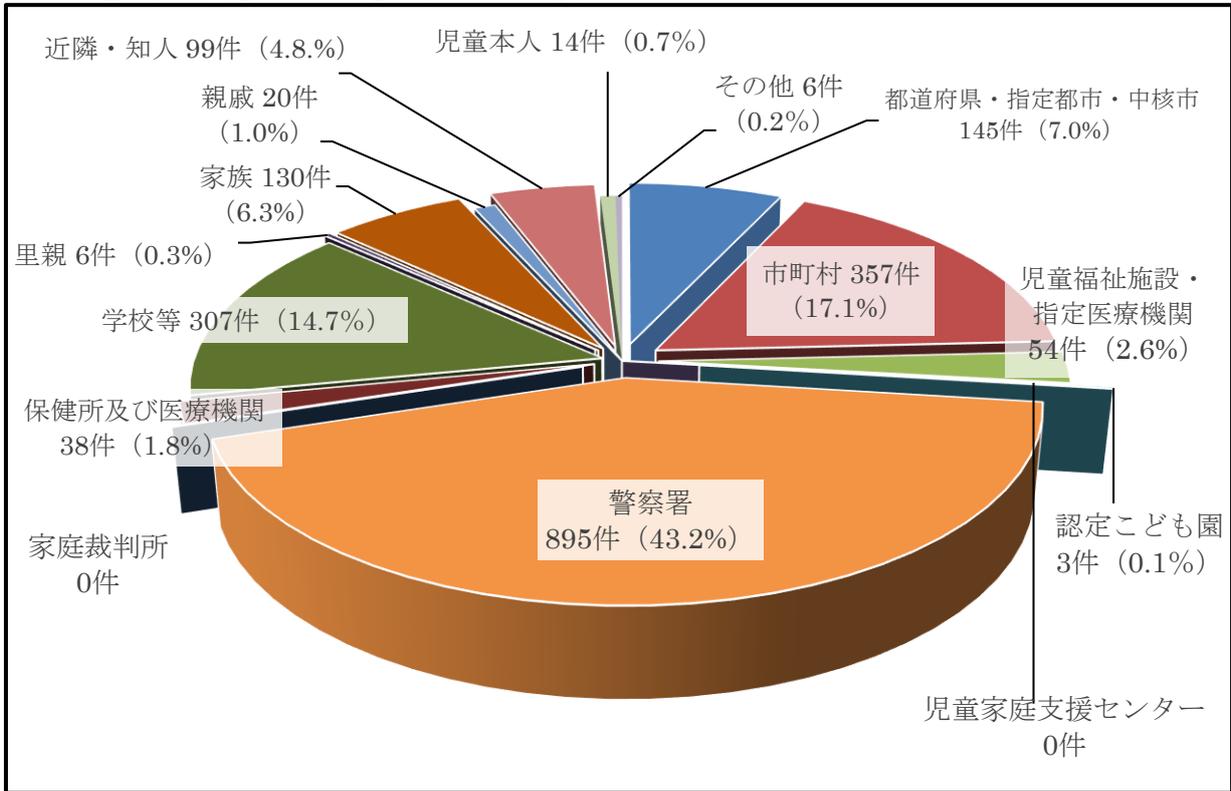
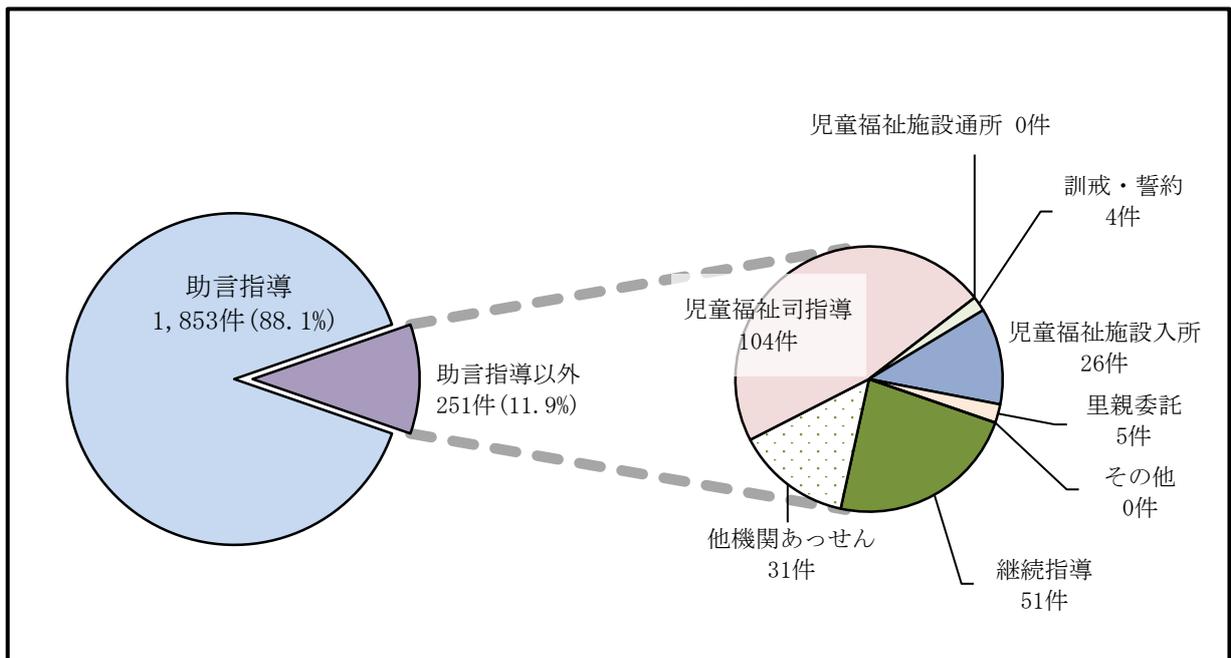


図2-1-9 指導別児童虐待相談対応件数(県計) 総数 2,074件(複数対応あり)



ウ 援助件数の状況（調査・診断及び心理療法・カウンセリング等）

受け付けた相談について、令和3年度中に児童相談所で実施した調査・社会診断指導、医学診断指導、心理診断指導及び心理療法・カウンセリング等（以下、援助件数と略す）は延べ45,988件であった（図2-1-10）。

このうち、児童虐待相談において実施した延べ援助件数は、33,884件で全体の73.7%を占めており、令和3年度に児童相談所で対応した相談件数（5,346件）に占める児童虐待相談件数（2,074件）の割合（38.8%）と比較すると、その割合の高さがわかる（図2-1-11）。

このことは、児童虐待相談の場合においては調査に対する客観性がより強く求められることや、保護者等による加害行為の危険性が想定されることなどにより、初期調査からその後の診断指導の過程において、複数回の対応が必要とされ、場面によっては複数職員での対応が必要とされるためである。

図2-1-10 調査・診断及び心理療法・カウンセリング等の実施状況(県計)

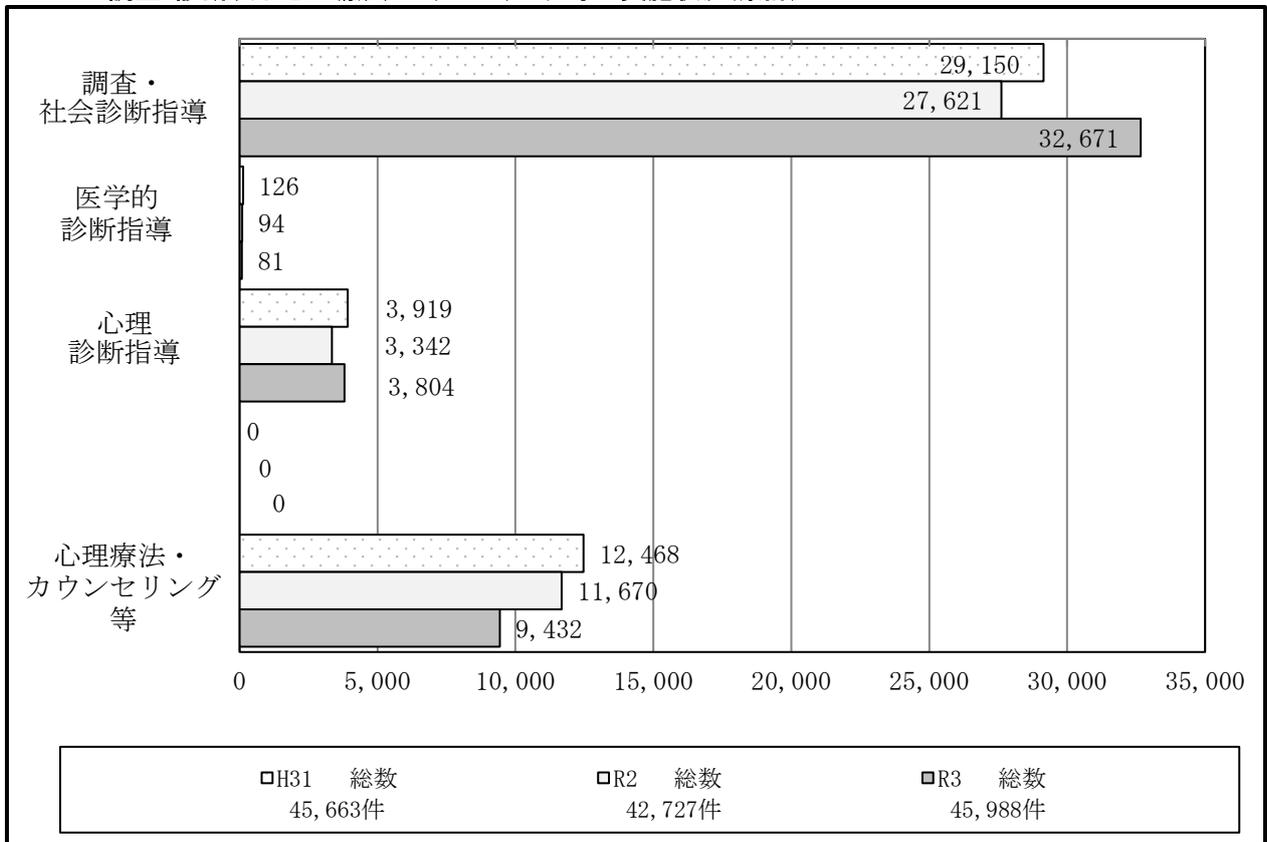
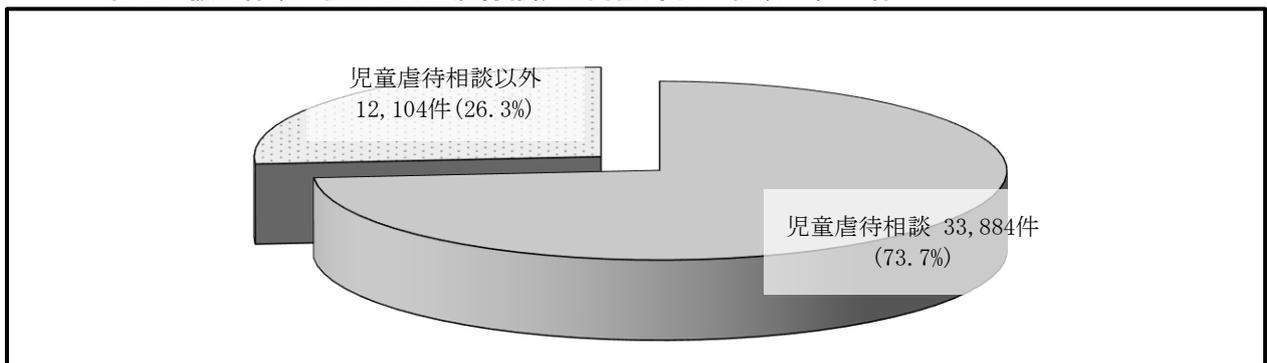


図2-1-11 総延べ援助件数に占める児童虐待相談の割合(県計) 総数 45,988件



エ 一時保護の状況

一時保護所は、中央児童相談所（定員 30 人）、長岡児童相談所（定員 8 人）及び上越児童相談所（定員 12 人）に設置されている。

令和 3 年度に児童相談所で一時保護を行った子どもは 236 人、一時保護を終えた子どもの延べ日数は 6,298 日であった。また、施設等に一時保護を委託した子どもは 178 人、委託解除した子どもの延べ日数は 5,444 日であった。合わせて 414 人、延べ 11,742 日（図 2-1-12、図 2-1-13）。

一時保護は緊急保護・行動観察・短期入所指導の目的で行われる。保護される理由は虐待や養護、ぐ犯等様々であり、年齢も乳幼児から高校生まで幅広い。そのため、指導カリキュラムを工夫して、一人ひとりが安全に安心して生活できることに配慮している。

図 2-1-12 所内一時保護実施状況の推移

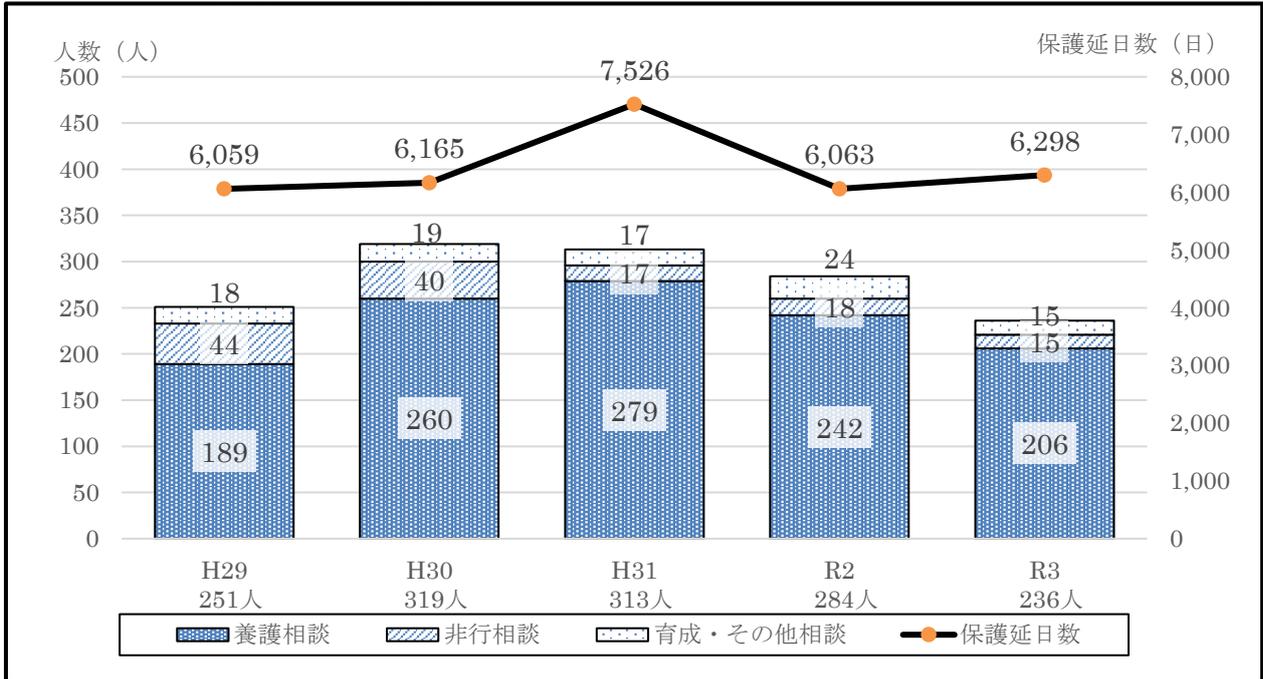


図 2-1-13 委託一時保護実施状況の推移

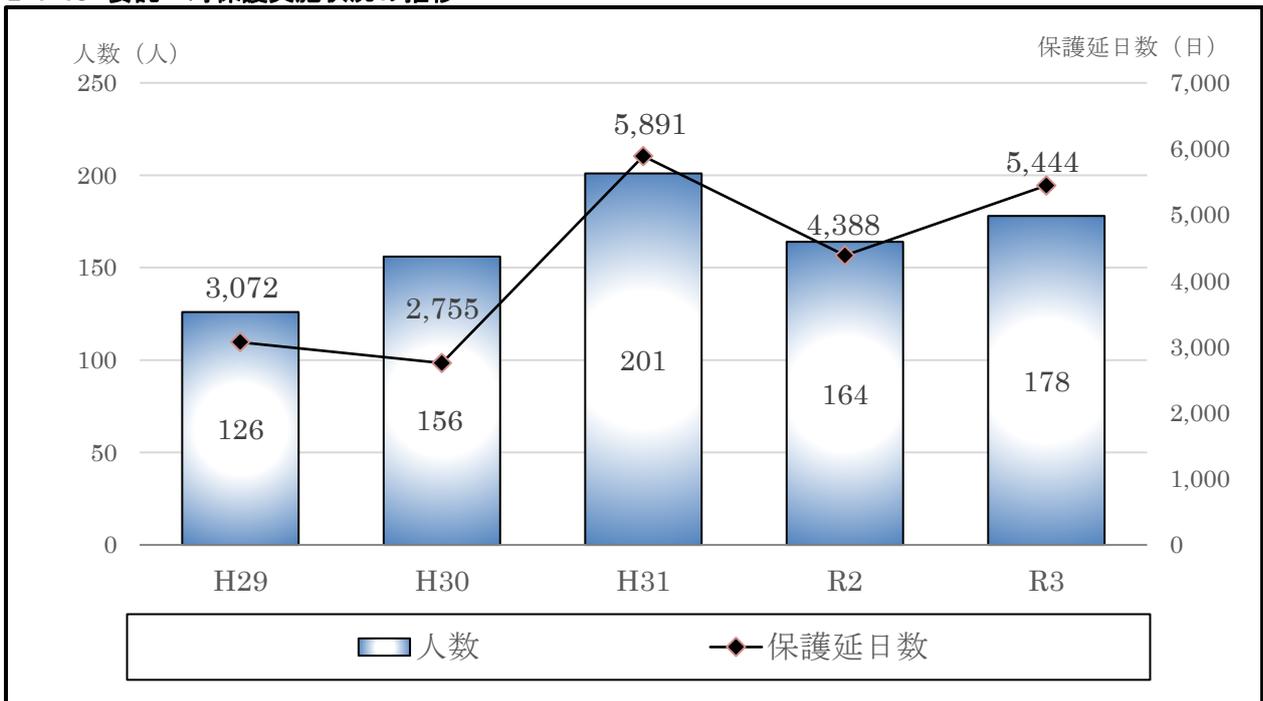


図 2-1-14 相談種別状況 総数 404 人(所内保護 226 人、委託保護 178 人)

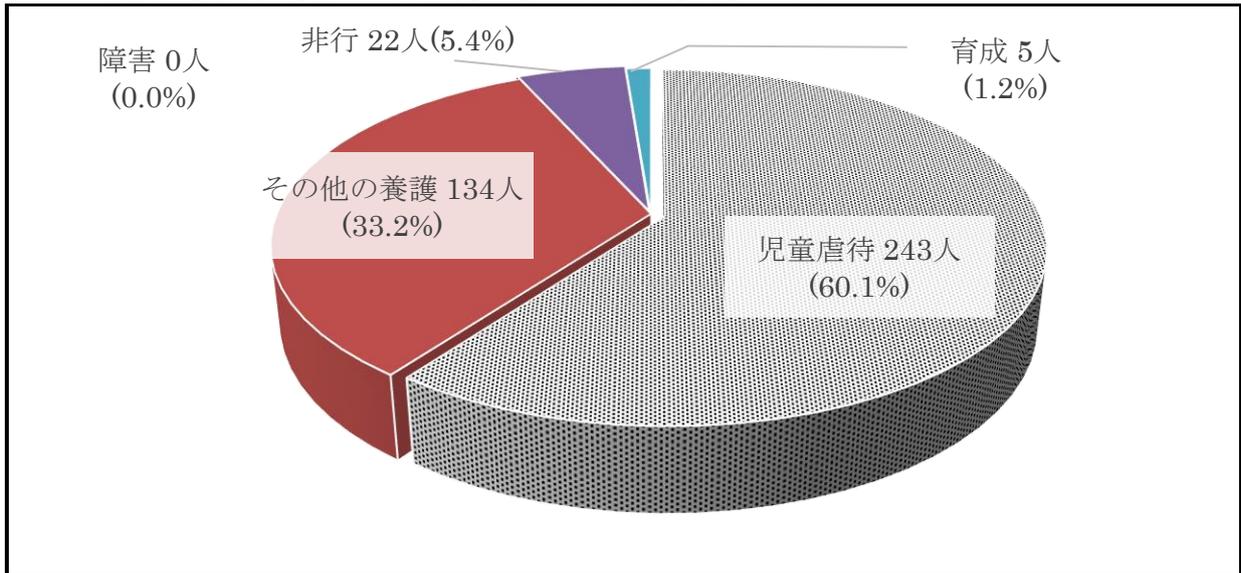


図 2-1-15 被虐待児童の一時保護実施状況の推移

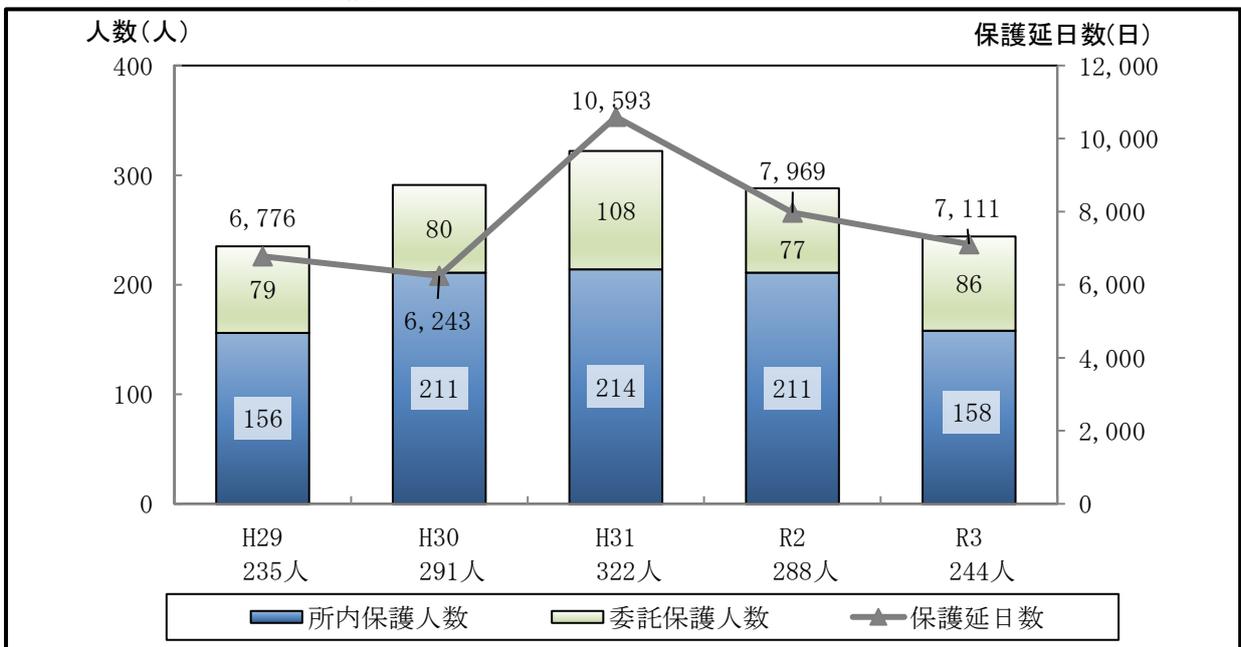
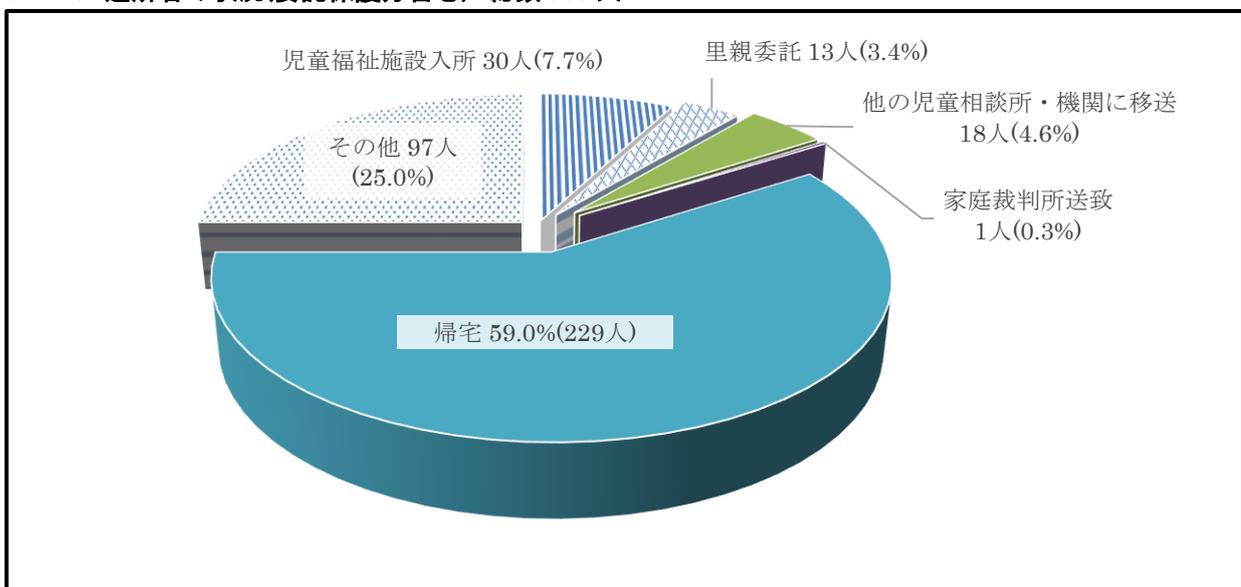


図 2-1-16 退所者の状況(委託保護分含む) 総数 388 人



オ 里親等

里親制度とは、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども達を、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の中で養育する制度である。

平成14年10月、里親制度の一層の振興を図るため新たに専門里親、親族里親が創設されるとともに、里親の養育に関する最低基準も定められた。

平成21年4月に、家庭的養護の一層の充実を図るため、里親制度が大幅に改正された。この改正により、里親は「養育里親」・「養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という）」・「親族里親」の3つに大きく区分され、「養育里親」の中に、虐待を受けた児童等に特に支援が必要と認められた児童の養育を行う里親として、専門里親が位置づけられた。また、「養育里親」・「養子縁組里親」については、登録前の研修や更新時の研修が義務化となった。

登録里親数は、令和3年度は198組であった（図2-1-17）。年度末の登録里親数の内訳は、養育里親185組、専門里親14組、親族里親13組、養子縁組里親98組である（一部重複している）。

図2-1-17 登録里親・委託里親及び委託児童の推移

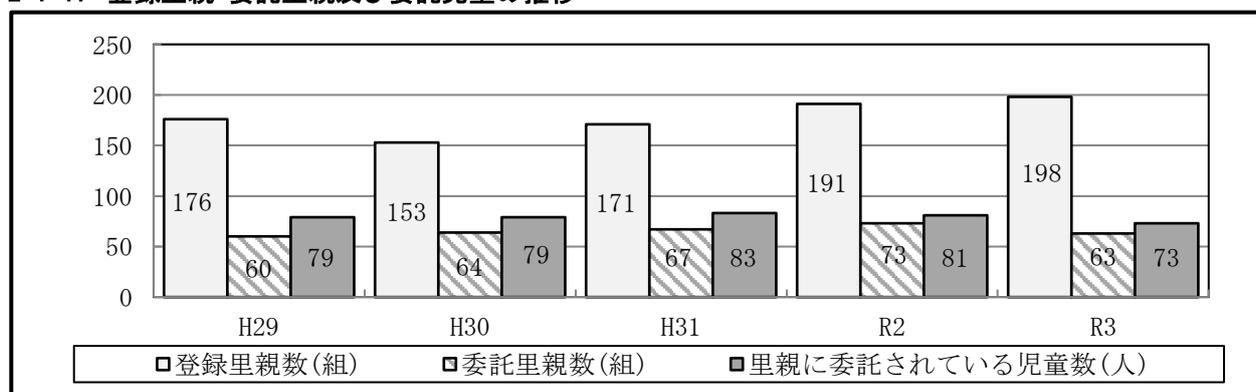


表2-1-2 新規に児童が委託されている里親数・新規又は措置変更により里親に委託された児童数

	H29	H30	H31	R2	R3
里親(組)	17	9	14	20	19
里親委託児童(人)	21	17	20	20	15

表2-1-3 ファミリーホーム事業所数・新規又は措置変更によりファミリーホームに委託された児童数

	H29	H30	H31	R2	R3
ファミリーホーム(事業所数)	3	3	3	3	3
入所児童(人)	1	0	0	0	0

*ファミリーホーム(事業所数)は新潟市管内の事業所を含む。

表2-1-4 年度末現在里親等委託率

	H29	H30	H31	R2	R3
乳児院入所児(人)	21	21	20	21	19
児童養護施設入所児(人)	109	119	118	115	114
里親・ファミリーホーム委託児(人)	87	85	89	83	74
里親等委託率(%)	40.1	37.8	39.2	37.9	35.7

カ 佐渡巡回相談（中央児童相談所）

児童相談所に直接来所することが困難な佐渡市に出向いて会場を設定し、相談や判定を実施している（知的障害者更生相談所と同日に開催する場合もある）。

表 2-1-5 巡回相談実施状況(県計)

年 度	H29	H30	H31	R2	R3
回 数	10	10	10	12	10
件 数	26	18	30	15	21

*個別に対応した出張判定は含んでいない。

キ 療育手帳に係る判定事務

「療育手帳制度の実施について」（昭和 48 年厚生省事務次官通知）に基づき、知的障害児（者）のより一層の福祉の充実を図るため、療育手帳申請者について判定を行い、知的障害と判定された 18 歳未満の者に対して療育手帳を交付している。

また、必要に応じ、障害程度確認と相談・支援等のための再判定を実施している。

表 2-1-6 療育手帳に係る判定状況

実 績		R2	R3			
新規判定 件数	該当	236	294			
	非該当	26	29			
再判定 件数	該当	610	789			
	非該当	14	7			

*第 51 号より計上の仕方を変更したため R2 年度分より掲載。

ク 子ども・女性電話相談事業（中央福祉相談センター）

女性や子どもをめぐる多様な問題に対して、早期に適切な援助を行うことを目的として中央福祉相談センターに「子ども・女性電話相談」と「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」を開設し、県内どこからでも誰でも安心して相談できる体制を整備し、潜在化しやすいDVや児童虐待相談の促進を図ってきた。

開設時間が長く夜間や休日にも実施していること、自宅にいても相談できること、匿名でよいことなどの気軽さから、様々な相談が日々寄せられていたが、今般は児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、DV相談ナビ「#8008」、DV相談+（プラス）等電話相談が整ったことから令和4年3月末で終了した。

図 2-1-18 子ども・女性電話相談及びDV・児童虐待フリーダイヤル相談受付状況

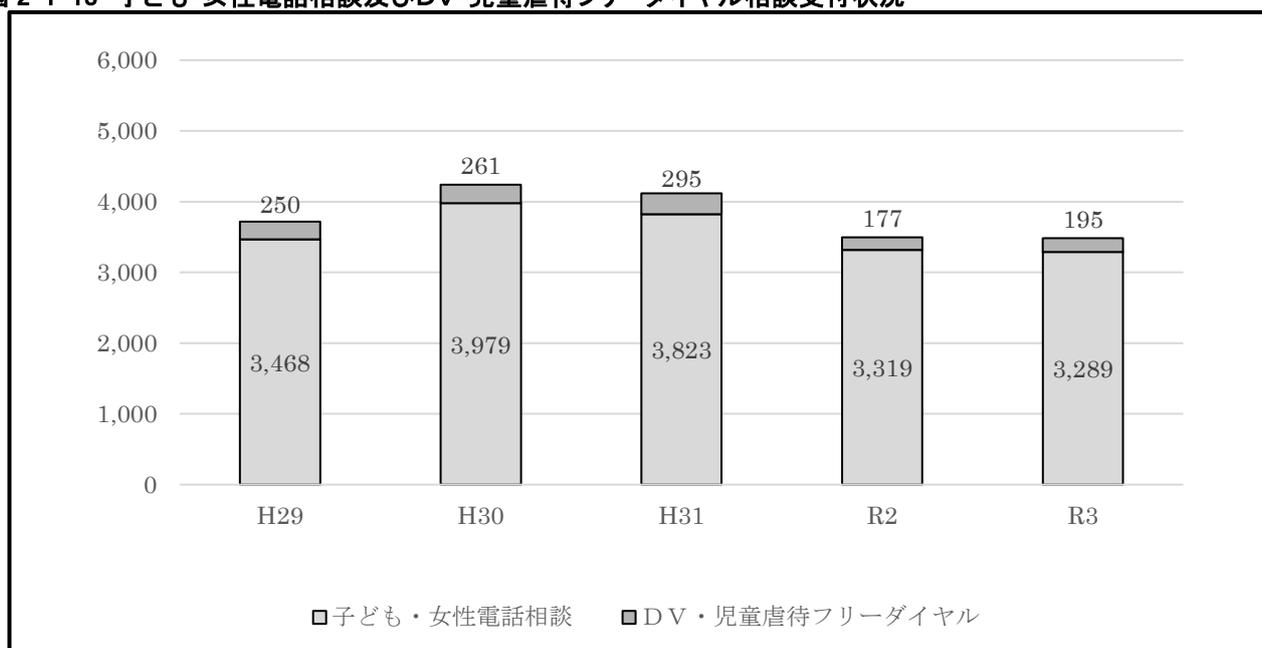


表 2-1-7 子ども・女性電話相談及びDV・児童虐待相談フリーダイヤル相談受付状況

	H29	H30	H31	R2	R3
子ども・女性電話相談（件数）	3,468	3,979	3,823	3,319	3,094
（うち虐待相談）	12	10	17	10	5
（うちDV被害者）	35	42	55	28	30
DV・児童虐待フリーダイヤル（件数）	250	261	295	177	195
（うち虐待相談）	21	23	12	20	22
（うちDV被害者）	69	62	52	52	47
計	3,718	4,240	4,118	3,496	3,289

コ 専門的技術的援助

児童相談所では、児童福祉の推進を図るため、連絡会議・研修会の開催や講師派遣などにより、市町村、学校・保育所、民生児童委員、関係施設などに対して、専門的技術的援助及び助言を行っている。

特に市町村は、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化されており、基礎的な地方公共団体として、身近な場所で児童の福祉に関する支援を適切に行うことが求められている。

一方、児童相談所は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な事例に対応し、適切な支援を行うこととされている。

表 2-1-8 要保護児童対策地域協議会への出席

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
代表者会議	従事職員数	14	7	7	4	3	35
	回数	8	6	3	4	3	24
実務者会議	従事職員数	75	55	59	58	38	285
	回数	55	40	27	46	15	183
個別ケース検討会	ケース数	170	51	99	81	348	749
	参加回数	127	46	66	56	232	527

表 2-1-9 研修、講師派遣等の実績

		中央	新発田	長岡	南魚沼	上越	計
児童相談所による市町村 等職員研修の実施	従事職員数	8	0	0	2	0	10
	回数	1	0	0	5	0	6
市町村等が実施する 研修会等への講師派遣	従事職員数	7	15	4	6	1	33
	回数	6	10	4	6	4	30

2 身体障害者更生相談所の概要

身体障害者更生相談所は、身体障害者福祉法第11条に基づき、市町村における身体障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

(1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭 25. 4. 1	身体障害者福祉法施行	
27. 7. 1	身体障害者更生相談所設置	新潟市川岸町 3-21
56. 10. 1	更生相談所に人工透析審査委員会設置	
平 4. 4. 1	更生相談所に障害程度審査委員会設置	
5. 4. 1	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の身体障害者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
5. 4. 1	中央身体障害者更生相談所に入所調整委員会を設置	
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
9. 7. 1	身体障害者手帳交付事務を中央福祉相談センターで行う	
14. 4. 1	新発田・長岡・六日町・上越は健康福祉環境事務所に統合	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する身体障害者更生援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	新発田・長岡・六日町・上越は地域振興局に統合	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各身体障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	長岡身体障害者更生相談所の管轄に見附市が加わる	
25. 4. 1	長岡身体障害者更生相談所の管轄に小千谷市が加わる	

(2) 業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
 (イ) 身体障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

身体障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定を行う。自立支援医療(更生医療)の給付、補装具の給付に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導

オ 身体障害者手帳の交付及び審査(中央福祉相談センター)

(3) 業務状況

ア 相談の状況

令和3年度の新潟県全体の相談件数は、7,361件であった(図2-2-1)。

相談内容別に見ると、身体障害者手帳の相談が最も多く、4,834件と全体の66.0%を占めており、次いで補装具の相談が件(18.7%)となっている(図2-2-2)。

図2-2-1 相談受付件数の推移(件数)

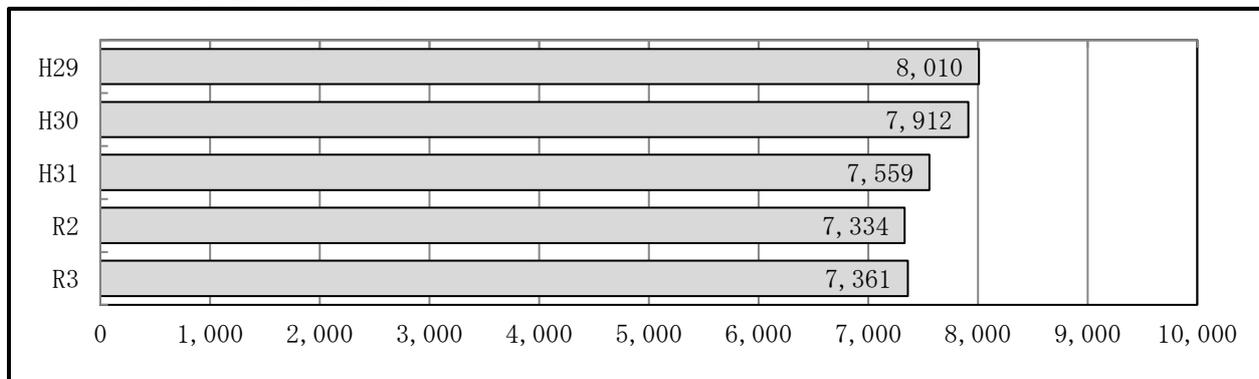
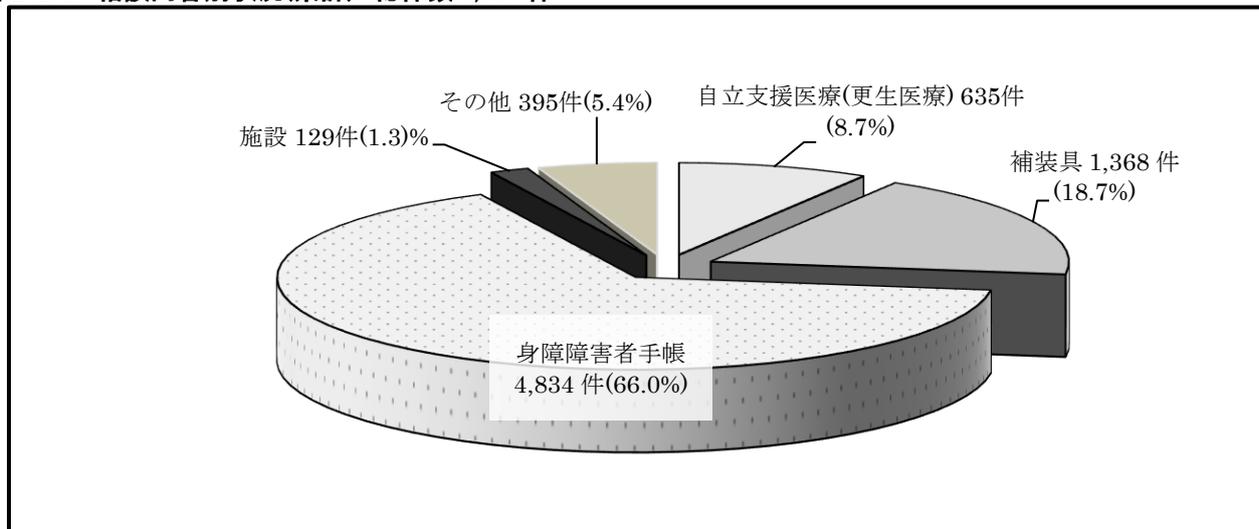


図2-2-2 相談内容別状況(県計) 総件数 7,361件



イ 判定の状況

令和3年度の新潟県全体の判定件数は7,330件であり、医学的判定が7,201件(98.2%)である(図2-2-3)。

また、判定書の交付件数は7,295件で、身体障害者手帳によるものが4,834件(66.3%)と最も多く、次いで補装具が1,302件(17.8%)となっている(図2-2-4)。

図2-2-3 判定内容状況(県計) 総件数 7,330件

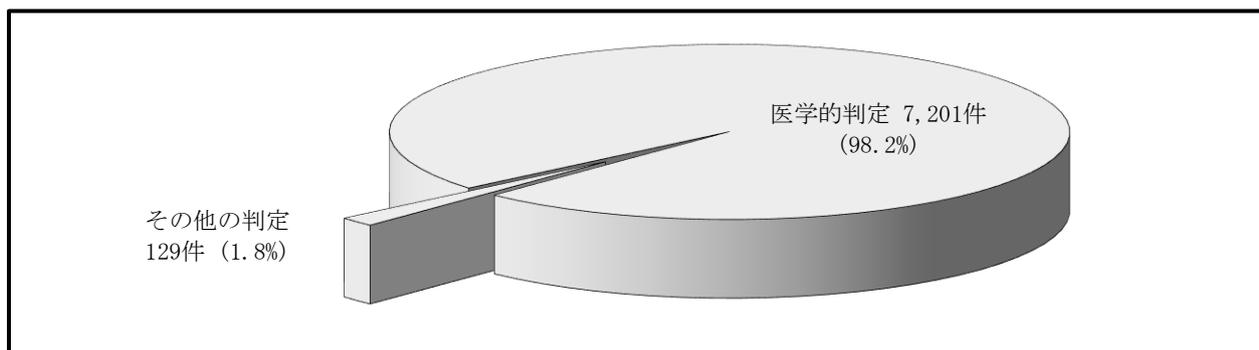
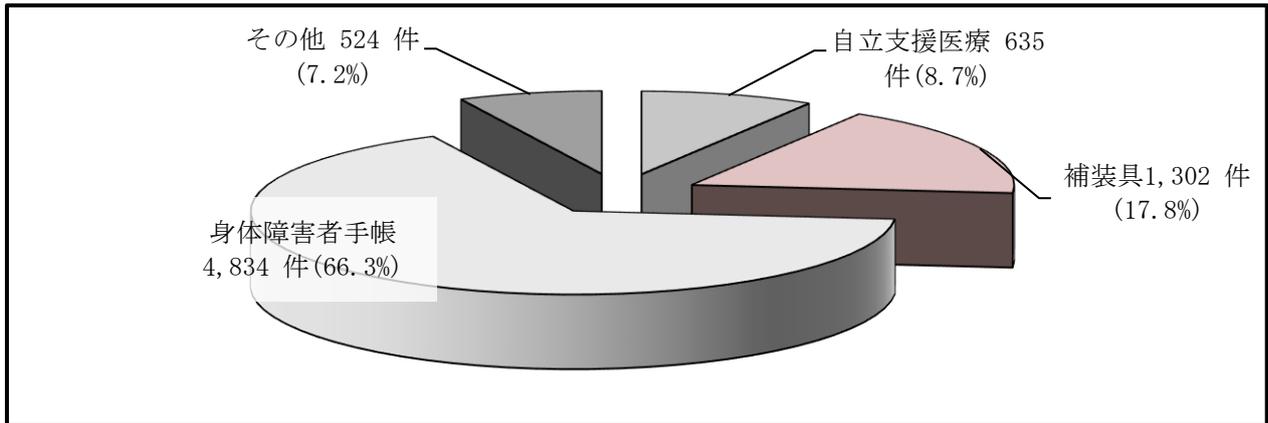


図 2-2-4 判定書交付の状況(県計) 総件数 7,295 件



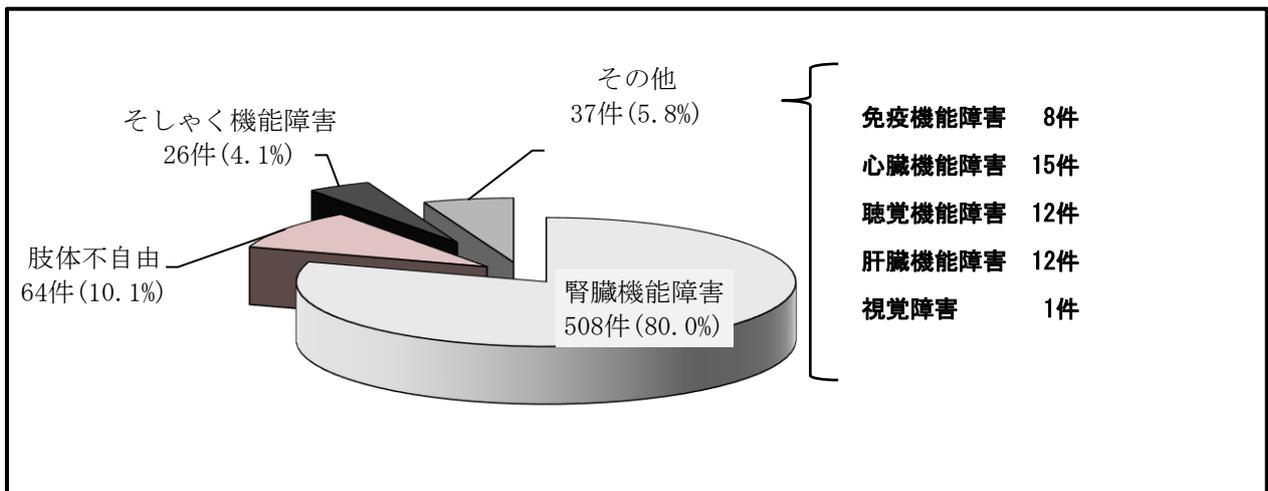
(ア) 自立支援医療（更生医療）の給付判定

自立支援医療（更生医療）は、疾病・事故・災害等による身体損傷による身体障害者に対して、日常生活能力、社会生活能力、又は職業能力を回復又は向上若しくは獲得させることを目的とする医療である。身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、この医療の要否について判定を行っている。

判定状況

令和3年度の判定書交付件数は、635件で、判定書交付件数を障害別に見ると、腎臓機能障害が圧倒的に多く508件と全体の80.0%を占めている(図2-2-5)。

図 2-2-5 自立支援医療(更生医療)判定書交付状況 交付件数 635 件



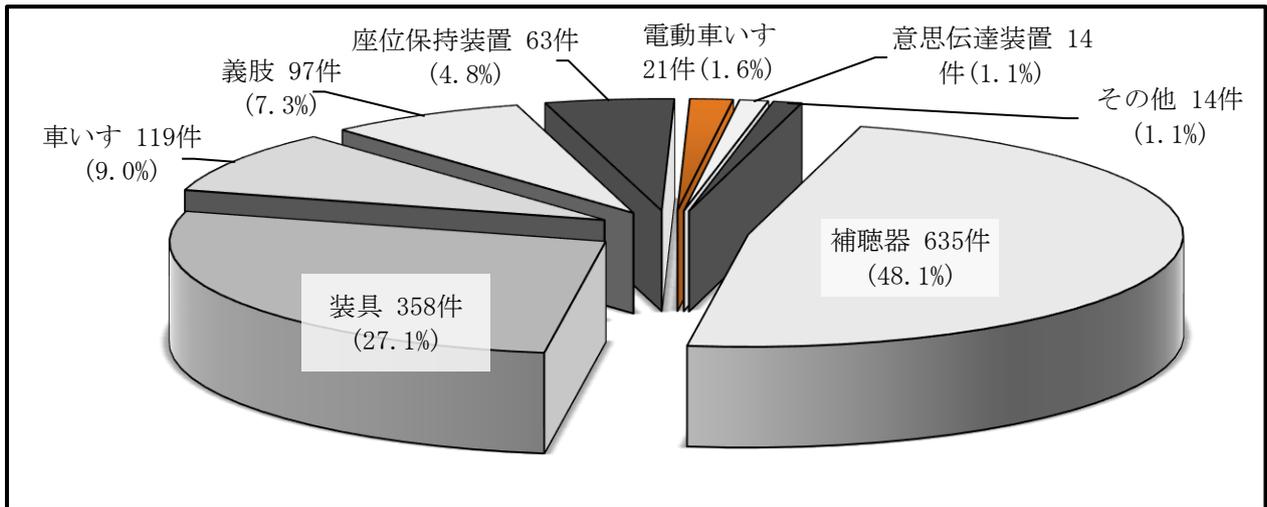
(イ) 補装具費の支給判定

補装具費支給制度は、障害者等の日常生活や社会生活の向上を図るために、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものの購入又は修理に要した費用の支給を行うものである。

身体障害者更生相談所では、市町村からの依頼に応じ、障害状況等に応じた補装具費が支給されるよう、支給の要否や処方及び適合判定を行っている。

令和2年度の補装具費支給についての判定書交付件数は1,316件で、判定書交付件数を補装具の種目別に見ると、最も多いのが補聴器で635件(48.3%)となっており、次いで、装具が358件(27.2%)となっている(図2-2-6)。

図 2-2-6 補装具判定書交付状況(県計) 総交付件数 1,321 件



ウ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設等への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公正かつ円滑な実施を確保することを目的として、身体障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び身体障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該身体障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設等について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、一部書面開催とした。

表 2-2-1 障害者支援施設等入所調整会議開催状況(県計)

項目	県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
回数	14回	4回	3回	4回	0回	3回
件数	121件	37件	9件	24件	0件	51件

エ 専門的技術的援助

身体障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行うこととなっており、必要に応じて研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、身体障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

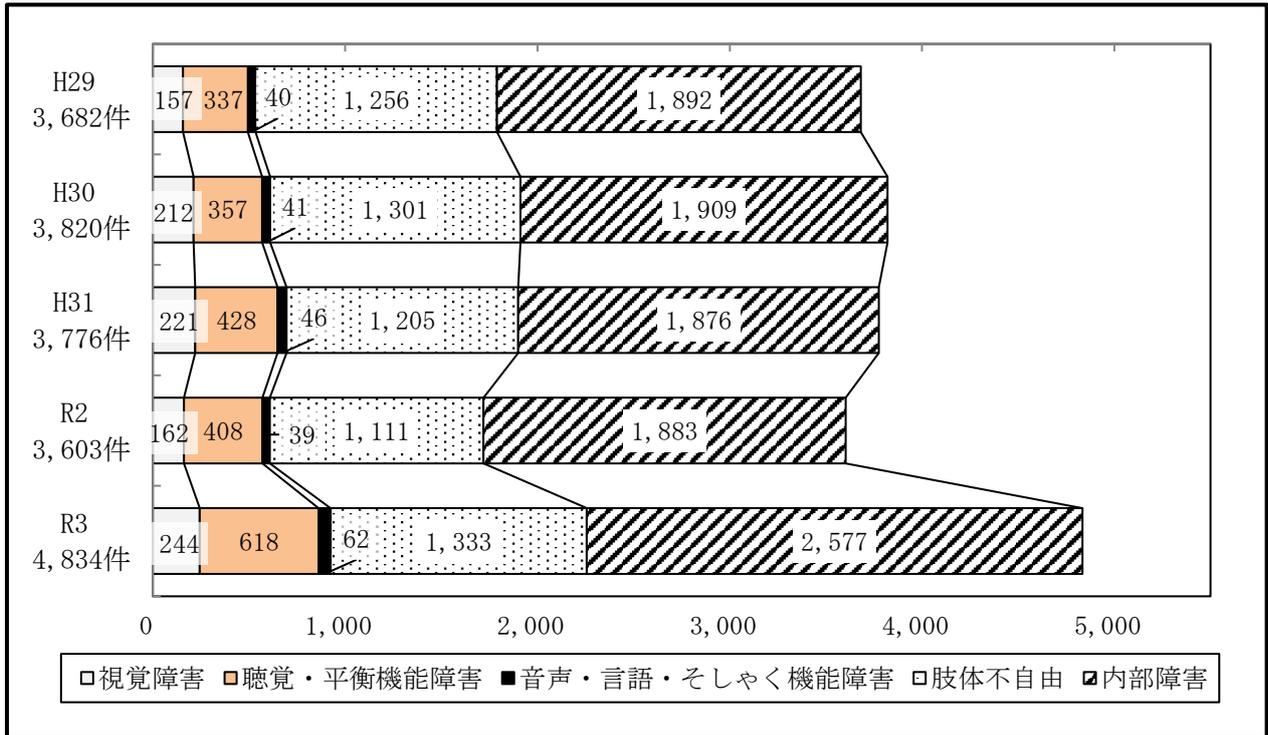
オ 身体障害者手帳の交付事務

中央福祉相談センターにおいて、新潟市を除く県内全域について、各種福祉措置の根拠となる身体障害者手帳に関する交付事務を行っている。

(ア) 身体障害者手帳の交付状況

令和3年度の新規手帳交付件数は4,834件であった。障害種類別では内部障害が最も多く、2,577件で全体の53.3%を占めている。次いで肢体不自由1,333件(27.6%)、聴覚・平衡機能障害618件(12.8%)の順となっている(図2-2-7)。

図 2-2-7 身体障害者手帳新規交付の推移



(イ) 障害程度審査委員会開催状況

身体障害者手帳交付の適正化を図ることを目的に、専門的知識及び技術を必要とする事項について、身体障害者更生相談所と担当医師からなる障害程度審査委員会を開催し、審査している。

表 2-2-2 障害程度審査委員会議開催状況(県計)

項目	実績
回数	5回
件数	延べ 33件

3 知的障害者更生相談所の概要

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法第12条に基づき、市町村における知的障害者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導や、医学的、心理的及び職能的判定を行うこと等を主な業務として設置された行政機関である。

(1) 沿革

年月日	設 置 及 び 組 織	所 在 地
昭36. 1. 1	精神薄弱者更生相談所設置	新潟市川岸町 3-21
40. 5	本省庁の行政区分変更に伴い、中央児童相談所併設となる	新潟市川岸町 1-57-1
43. 5	更生相談センターに移転	
56. 4	中越・上越児童相談所の所長以下、業務担当の一部職員が兼務となる。また、心身障害者社会参加推進員（嘱託）を新規配置	
61. 4	児童相談所の組織改正に伴い兼務者増員。また、中央児童相談所佐渡駐在員に兼務発令。	
5. 4	新潟県民生部の組織改正により、中央・新発田・長岡・六日町・上越の5か所の精神薄弱者更生相談所が設置される	中央は中央福祉相談センターに設置 他は地域福祉センターに設置
7. 3. 27	中央福祉相談センター移転	中蒲原郡亀田町向陽 4-2-1 (現 新潟市江南区亀田向陽)
平11. 4. 1	知的障害者更生相談所に名称変更	
14. 4. 1	新発田・長岡・六日町・上越は各健康福祉環境事務所に統合	
15. 6. 16	中央福祉相談センター及び児童・障害者相談センターを置く健康福祉環境事務所で、所管区域に所在する知的障害者援護施設の入所調整会議を主宰	
16. 4. 1	新発田・長岡・六日町・上越は各地域振興局に統合	
16. 4. 27	入所調整会議の主催が、各知的障害者更生相談所となる	
17. 4. 1	六日町は南魚沼に名称変更	
20. 4. 1	長岡知的障害者更生相談所の管轄に見附市が加わる	
25. 4. 1	長岡知的障害者更生相談所の管轄に小千谷市が加わる	

(2) 業務内容

ア 専門的相談支援と指導

- (ア) 障害者等が障害福祉サービスを主体的かつ適切に選択できるように相談支援する。
 (イ) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、市町村において対処することが困難で専門的な助言を要する者の相談・指導を行う。

イ 医学的、心理学的及び職能的判定

知的障害者の支援に必要な医学的判定、心理学的判定、就労能力や適性の検査等を行う。また、支援に必要な判定を市町村からの依頼に応じて行う。

ウ 施設入所に係る市町村相互間の連絡調整

エ 専門的技術的援助及び指導等

オ 療育手帳交付事務

(3) 業務状況

ア 相談の状況

令和3年度の新潟県全体の相談件数は、1,636件であった(図2-3-1)。

相談内容別に見ると、療育手帳に関するものが1,036件と全体の63.3%を占めている(図2-3-2)。

図2-3-1 相談受付件数の推移(県計)

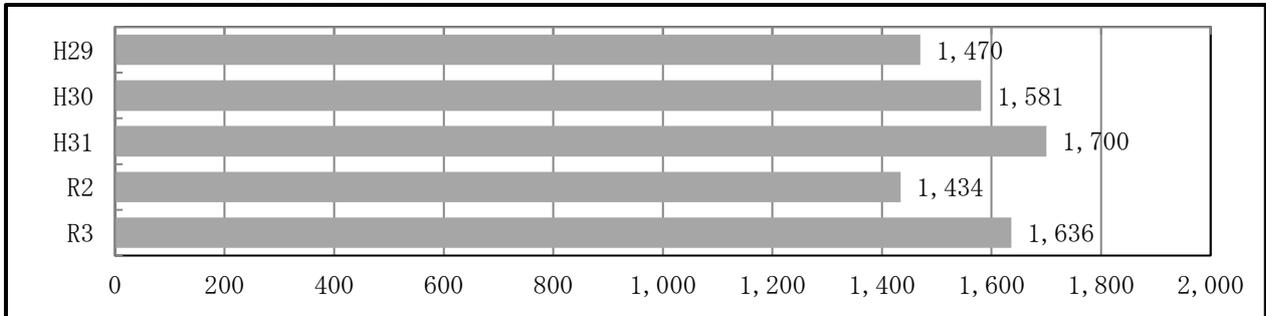
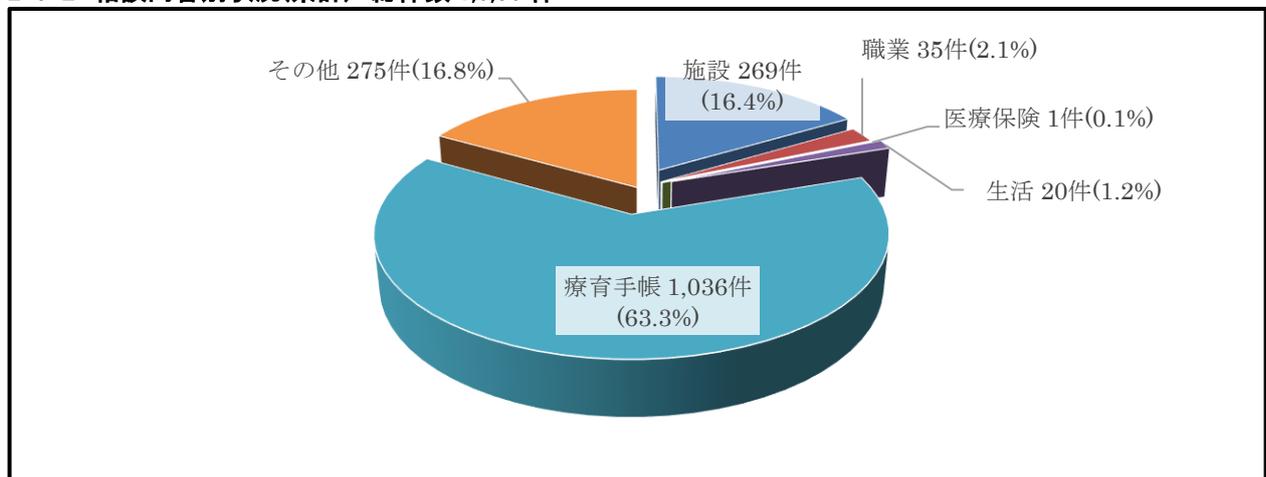


図2-3-2 相談内容別状況(県計) 総件数1,636件



イ 判定の状況

令和3年度の新潟県全体の判定件数は1,374件であり、心理学的判定が最も多く、1,289件と全体の93.8%を占めている(図2-3-3)。

また、判定書の交付件数は1,444件であり、療育手帳によるものが1,052件と全体の72.9%を占めている(図2-3-4)。

図2-3-3 判定内容状況(県計)

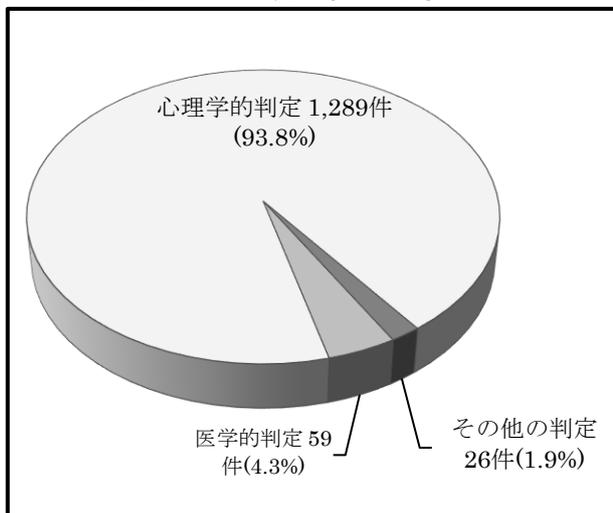
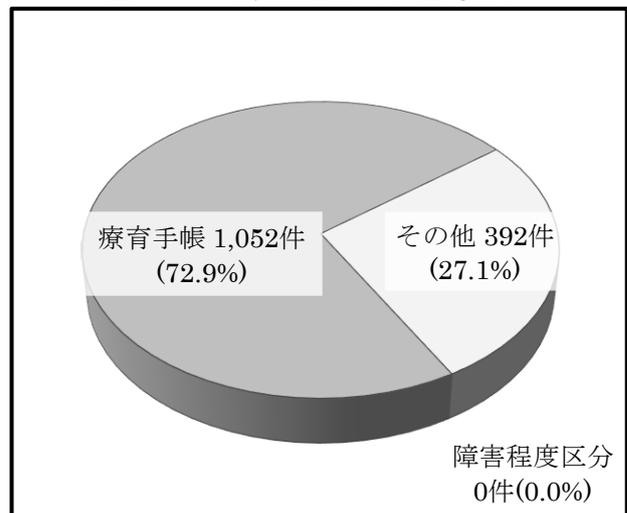


図2-3-4 判定書交付の状況(県計)



ウ 療育手帳に係る判定

療育手帳は、知的障害児(者)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくすることにより、知的障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的として交付されている。

知的障害者更生相談所では、「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省事務次官通知)に基づき、知的障害と判定された18歳以上の者に対して療育手帳の交付と再判定を実施している。

表 2-3-1 療育手帳の判定・交付の状況(県計)

実 績		R2	R3			
新規判定 件数	該当	111	132			
	非該当	3	2			
再判定 件数	該当	817	877			
	非該当	1	1			

*前号より計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

エ 施設入所に係る市町村間の連絡調整

新潟県内に設置の障害者支援施設への入所に関し、市町村相互間の連絡及び調整等の公平かつ円滑な実施を確保することを目的として、知的障害者更生相談所ごとに、市町村の代表、施設の代表及び知的障害者更生相談所職員等からなる入所調整会議を開催し、当該知的障害者更生相談所の管轄する区域内の障害者支援施設について、入所待機者の入所優先順位等について審議している。

表 2-3-2 障害者支援施設等入所調整会議開催状況(県計)

児童相談所	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
開催回数	4回	3回	3回	0回	3回
入所調整件数	84件	6件	43件	0件	125件

オ 佐渡巡回相談

交通不便や遠隔地等のため、知的障害者更生相談所に直接来所することが困難な佐渡市に出向いて会場を設置し、相談や判定を実施している(児童相談所と同日に開催する場合もある)。

表 2-3-3 佐渡巡回相談実施状況

実 績	R2	R3			
回 数	12回	12回	回	回	回
件 数	25件	36件	件	件	件

*前号より計上の仕方を変更したためR2年度分より掲載

カ 専門的技術的援助

知的障害者更生相談所は、専門的技術的な中枢機関として、様々な方法で市町村等に対して専門的な技術的援助指導を行う必要があるが、研修会の開催や講師派遣等により、市町村、関係施設、福祉事務所に対して、知的障害者の更生援護に関する技術的援助及び助言を実施している。

4 視察・見学研修及び相談援助実習・ボランティアの受け入れ状況

(1) 視察・見学研修、相談援助実習

各相談所では、関係機関の視察・見学及び相談援助実習等の学生の受け入れを行っている。

視察・見学研修の参加者は、主に、民生児童委員、学校関係者、学生である。民生児童委員、学校関係者共に、相談所の機能・役割についての理解を深め、連携を図らなければならない機関である。

相談援助実習は、社会福祉士国家試験の受験資格取得のための実習である。県内の福祉系の専門学校や大学を中心に2週間から4週間の実習を受け入れている。

表 2-4-1 視察・見学研修、相談援助実習等受け入れ状況（相談所別）

項 目		中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	計
視察・見学研修	件 数	2	0	1	0	1	4
	人 数	40	0	4	0	5	49
相談援助実習等	件 数	8	0	2	0	2	12
	人 数	13	0	2	0	2	17

(2) ボランティア

中央福祉相談センターでは、平成15年度からボランティアの受け入れを開始した。大学生がボランティアとして登録し、児童相談所一時保護所における余暇活動等での児童との関わりを中心に活動している。

第 3 部 資 料

目 次

児童相談所統計

表1	児童相談所経路別児童受付（福祉行政報告例第43表）	45
表2	児童相談所相談種類別児童受付（福祉行政報告例第44表）	46
表3	児童相談所相談種類別対応件数（福祉行政報告例第45表）	48
表4	児童相談所における措置停止・措置中の調査・診断・指導、措置解除 （福祉行政報告例第46表）	50
表5	一時保護児童（福祉行政報告例第47表）	52
表6	被虐待児の一時保護件数	54
表7	児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 （福祉行政報告例第48表）	55
表8	児童相談所における養護相談の理由別対応件数 （福祉行政報告例第49表）	56
表9	里親（福祉行政報告例第56表）	61
表10	里親に委託されている児童（福祉行政報告例第57表）	62
表11	児童福祉施設等措置（委託）状況	64
表12	療育手帳判定状況	64

身体障害者更生相談所統計

表13	身体障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第17表）	65
表14	補装具判定書交付状況	66
表15	身体障害者手帳障害別交付件数	67

知的障害者更生相談所統計

表16	知的障害者更生相談所における処理（福祉行政報告例第27表）	68
表17	療育手帳判定状況	69

参考資料

表19	要保護児童対策地域協議会	70
-----	--------------	----

表2 児童相談所相談種類別受付 (福祉行政報告例第44表)

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		計	診1 査達 (再掲)	3 (再掲)	定当特 (再掲)	に里 関親、 養親希 望する 相談者 (24)				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	1 歳 6 月 精 神 健 康 精 神 科 診 察 室 (21)	3 歳 児 精 神 科 診 察 室 (22)	定当特 (再掲)	に里 関親、 養親希 望する 相談者 (24)					
県	養護相談	児童虐待相談(1)	105	115	91	148	136	128	123	125	116	112	133	108	119	134	109	98	61	74	3	2,038			207	54				
	保健相談	その他の相談(2)	100	52	90	60	68	51	52	93	51	47	76	55	47	43	56	38	41	55	5	1,080								
	障害相談	保健相談	健康相談(3)							1				1							1	3								
		障害相談	肢体不自由相談(4)								1						1						1	4						
			視聴覚障害相談(5)								1						1													
			言語発達障害等相談(6)	1	2			2		1																				
			重症心身障害相談(7)		2	3						1				1	1	1	1	1	2									
			知的障害相談(8)	2	6	22	68	57	100	96	114	87	85	75	117	116	107	127	164	97	102	6	1,548							
		非行相談	発達障害相談(9)				2				2	2	2			1			2			1		12						
			ぐ犯行為等相談(10)									5	3	3	2	9	7	18	7	11	20			85						
			触法行為等相談(11)							4		2	2	3	1	4	7	4						27						
			性格行動相談(12)				2	4	4	8	20	19	24	20	28	40	26	36	26	21	20	1		299						
	不登校相談(13)							1		2	3	2	1	4	8	14	5	4		7			51							
	育成相談	適性相談(14)			3	5	1	2		3	4	2	5	4	2	1	4	2	1	4	2	1	39							
		育児・しつけ相談(15)	1	1	2	3	7	1		3	1		1		1	1	1						24							
		その他の相談(16)	4	4	2	3	5	2	3	15	3	2	8	3	7	4	4	6	7	7	9		98							
		計	213	182	213	289	282	289	288	378	295	279	322	325	357	347	362	350	242	290	25		5,328							
	(再掲)	児童虐待通告(18)	105	131	129	159	147	142	149	177	121	113	173	128	127	148	122	103	71	99	4	2,348								
		いじめ相談(19)								1				1	1	2	2			1	2		10							
	中	養護相談	児童虐待相談(1)	28	20	22	26	34	13	22	18	28	22	29	21	31	23	23	24	9	12		405					37	9	
保健相談		その他の相談(2)	35	17	32	17	25	28	24	58	21	18	33	17	13	17	17	13	14	18	1	418								
障害相談		保健相談	健康相談(3)								1												1							
		障害相談	肢体不自由相談(4)									1																		
			視聴覚障害相談(5)																											
			言語発達障害等相談(6)	1	2			1									1	1						4						
			重症心身障害相談(7)		1	2																		5						
			知的障害相談(8)	2	2	5	26	11	20	20	25	19	19	6	27	35	32	26	19		6	1		301						
		非行相談	発達障害相談(9)								2		1						1				4							
			ぐ犯行為等相談(10)									5	3	2	2	2	2	7	2	4	2			31						
			触法行為等相談(11)									1	1	1	1	1	5	1						9						
			性格行動相談(12)					1	1	2	7	9	1	4	4	6	4	7	5	5	3			59						
不登校相談(13)										2	2		1	1	2	6	1	1					16							
育成相談		適性相談(14)				2				1			1	1	1	1	3			1			11							
		育児・しつけ相談(15)								1													1							
		その他の相談(16)		3	1	2	2	1	1	8	1		4	1	3	1	1	3	4	3	2		41							
		計	66	45	62	73	74	63	69	123	85	65	80	75	95	91	84	71	36	45	4		1,306							
(再掲)		児童虐待通告(18)	25	33	38	33	40	26	43	68	31	22	56	37	36	32	32	28	17	34	1	632								
		いじめ相談(19)								1													1							
新		養護相談	児童虐待相談(1)	26	29	27	29	23	36	29	25	21	20	26	21	25	22	28	29	19	20	1	456			49	3			
	保健相談	その他の相談(2)	13	13	2	9	9	2	5	7	6	9	10	9	9	4	5	2	4	10	1	129								
	障害相談	保健相談	健康相談(3)																											
		障害相談	肢体不自由相談(4)								1													1						
			視聴覚障害相談(5)																											
			言語発達障害等相談(6)																											
			重症心身障害相談(7)																											
			知的障害相談(8)		1	2	7	8	14	12	13	16	14	11	23	12	13	28	23	12	15			224						
		非行相談	発達障害相談(9)					1																1						
			ぐ犯行為等相談(10)														1		2	1	5			17						
			触法行為等相談(11)														1		2					3						
			性格行動相談(12)							1	7	2	2	7	7	3	6	5	4	2	1			47						
	不登校相談(13)													1							2		3							
	育成相談	適性相談(14)						1			1					1							3							
		育児・しつけ相談(15)															1						1							
		その他の相談(16)							1														2							
		計	39	43	31	45	41	53	49	52	46	45	56	62	54	49	69	60	38	53	2		887							
	(再掲)	児童虐待通告(18)	26	32	27	29	27	36	31	27	23	21	32	22	26	22	29	29	19	21	1	480								
		いじめ相談(19)																			1		2							

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	計	診神1 査6 達6 精か (再密 掲健 掲児 診健 査康 達精 (21)	精3 密健 掲児 (再健 掲精 掲神 掲診 達発 (22)	定当特 1(支 支別 給に に重 扶美 判手 (23)	に里 関親 する の相 談希 望(24)		
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)						
長 沼	養護 相談	児童虐待相談(1)	25	21	15	34	24	29	27	35	15	25	33	29	26	33	28	18	14	13	1	445					
	その他 の相 談(2)	17	11	16	14	19	13	12	19	10	10	12	12	8	6	6	10	10	7	3		215					
	保 健 相 談(3)												1									1					
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談(4)														1							1				
		視 聴 覚 障 害 相 談(5)																									
		言 語 発 達 障 害 等 相 談(6)																									
		重 症 心 身 障 害 相 談(7)			1						1				1				1	1						5	
		知 的 障 害 相 談(8)			1	5	28	19	31	32	50	27	20	24	34	26	38	37	58	34	32	3		499			
	非 行 相 談	発 達 障 害 相 談(9)										1				1			1	1	1		4				
		ぐ 犯 行 為 等 相 談(10)															1	2	2	3	6		14				
		触 法 行 為 等 相 談(11)								2		1	1	1									6				
		性 格 行 動 相 談(12)				1	2	2	3	3	6	9	8	9	12	9	12	10	10	6				102			
		不 登 校 相 談(13)						1			1	1			2	3	8	3	1				20				
	育 成 相 談	適 性 相 談(14)			1	3	1	1		1	3		1	2	3	2				2			17				
		育 児 ・ し っ け 相 談(15)	1		1	2	7	1		2			1										15				
		そ の 他 の 相 談(16)	2	1	1		1						2		2	1			1	2			13				
		計(17)	45	34	40	82	73	78	76	110	64	67	82	90	81	97	88	102	76	65	7		1,357				
		児 童 虐 待 通 告(18)	26	21	17	35	24	30	28	35	15	25	34	29	26	34	28	19	14	14	1		455				
	(再掲)	い じ め 相 談(19)												1		1				1	1		4				
		児 童 売 春 等 被 害 相 談(20)																					2				
南 魚 沼	養護 相談	児童虐待相談(1)	13	13	11	20	16	17	10	13	19	20	19	11	14	19	14	13	6	11	1	260					
	その他 の相 談(2)	21	6	32	16	7	3	4	5	7	3	14	9	13	8	20	11	10	14			203					
	保 健 相 談(3)										1											1					
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談(4)																									
		視 聴 覚 障 害 相 談(5)																									
		言 語 発 達 障 害 等 相 談(6)																									
		重 症 心 身 障 害 相 談(7)																									
		知 的 障 害 相 談(8)					7	8	4	5	4	7	7	13	17	5	17	25	16	17	1		153				
	非 行 相 談	発 達 障 害 相 談(9)					1				2												3				
		ぐ 犯 行 為 等 相 談(10)																					2				
		触 法 行 為 等 相 談(11)								2	1												4				
		性 格 行 動 相 談(12)						1	1			4		3	10		2	2	2	4			29				
		不 登 校 相 談(13)														1	1	2					4				
	育 成 相 談	適 性 相 談(14)			1									2	1	1		1					6				
		育 児 ・ し っ け 相 談(15)		1	1					1													3				
		そ の 他 の 相 談(16)					1	1	1	3		1			1		2	1		1			12				
		計(17)	34	20	45	36	32	30	22	26	35	35	40	38	58	33	58	55	34	47	2		680				
		児 童 虐 待 通 告(18)	13	13	30	21	17	17	11	13	19	19	21	13	14	19	15	13	7	11	1		287				
	(再掲)	い じ め 相 談(19)														1							1				
		児 童 売 春 等 被 害 相 談(20)																									
上 越	養護 相談	児童虐待相談(1)	13	32	16	39	39	33	35	34	33	25	26	26	23	37	16	14	13	18		472					
	その他 の相 談(2)	14	5	8	4	8	5	7	4	7	7	7	8	4	8	8	2	3	6			115					
	保 健 相 談(3)																					1					
	障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談(4)																									
		視 聴 覚 障 害 相 談(5)																									
		言 語 発 達 障 害 等 相 談(6)						1		1													2				
		重 症 心 身 障 害 相 談(7)			1																		4				
		知 的 障 害 相 談(8)			2	10	7	12	27	28	21	21	25	27	20	26	19	19	39	35	32	1	371				
	非 行 相 談	発 達 障 害 相 談(9)																									
		ぐ 犯 行 為 等 相 談(10)														2	2	6	1	3	7		21				
		触 法 行 為 等 相 談(11)											1		1	2	1						5				
		性 格 行 動 相 談(12)				1	1		1	3	2	8	1	5	9	7	10	5	2	6	1		62				
		不 登 校 相 談(13)										1				2							8				
	育 成 相 談	適 性 相 談(14)			1					1													2				
		育 児 ・ し っ け 相 談(15)				1																	4				
		そ の 他 の 相 談(16)	2			1	1			4	2	1	2	1	1	2	1	1	1	3	7		30				
		計(17)	29	40	35	53	62	65	72	67	65	67	64	60	69	77	63	62	58	80	10		1,098				
		児 童 虐 待 通 告(18)	15	32	17	41	39	33	36	34	33	26	30	27	25	41	18	14	14	19			494				
	(再掲)	い じ め 相 談(19)														1							2				
		児 童 売 春 等 被 害 相 談(20)																									

33

13

26

10

62

19

表3 児童相談所相談種類別対応件数 (福祉行政報告例第45表)

		対 応 件 数 (年度中)																	未 対 応 件 数 (21)	(施 入 所 待 機 再 掲 機 (22)			
		面 接 指 導			指 児 童 福 祉 導 引 (4)	指 児 童 委 導 員 (5)	指 セ ン タ ー 指 導 ・ 支 援 (6)	指 市 町 村 委 導 託 (7)	送 市 町 致 村 (8)	指 導 可 知 事 務 ・ 社 会 福 祉 主 事 務 は (9)	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児 童 福 祉 施 設			医 療 指 定 機 関 発 達 関 連 委 託 援 助 (14)	里 親 委 託 (15)	家 庭 法 第 2 4 7 条 第 1 項 第 1 号 に よ り 送 致 す る (16)	障 害 利 用 契 約 等 (17)			そ の 他 (18)	計 (19)	(再 掲 機 所 (20)
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ 他 つ 機 関 (3)								入 所 (11)	一 判 に 法 よ り 送 致 す る 家 庭 法 第 2 7 条 第 3 号 (12)	通 所 (13)									
県 計	養護 相談	児童虐待相談(1)	1,853	51	31	104					4	26			5				2,074	180			
	保 健	その他の相談(2)	1,022	6	3	8						10			8				1,069	35			
		健康相談(3)	3																3				
		肢体不自由相談(4)	1															3	4				
	障 害 相 談	視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	6																	6			
		重症心身障害相談(7)	1															13	14	1			
		知的障害相談(8)	1,496							5								23	19	1,543	1	27	
		自閉症相談(9)	13																	13			
	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談(10)	67	3		4							4						2	82	7		
		触法行為等相談(11)	23			2														25	5		
	育 成 相 談	性格行動相談(12)	293	11		1							1							307	13		
		不登校相談(13)	49																	49	2		
		適性相談(14)	39																	39			
		育児・しつけ相談(15)	20																	20			
		その他の相談(16)	96																	96			
	計		4,982	71	34	119				5	4	41			13	2	39	36	5,346	1	270		
	(再掲)	いじめ相談(18)	8																	8			
		児童売春等被害相談(19)	2																	2			
中 央	養護 相談	児童虐待相談(1)	368	21	6	18						2			1				416	61			
	保 健	その他の相談(2)	410	1								3							415	11			
		健康相談(3)																					
		肢体不自由相談(4)																	1	1			
	障 害 相 談	視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	4																	4			
		重症心身障害相談(7)																5	5				
		知的障害相談(8)	286							2								2	1	291	1	14	
		自閉症相談(9)	4																	4			
	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談(10)	27			2													1	30	2		
		触法行為等相談(11)	6			2														8	2		
	育 成 相 談	性格行動相談(12)	58	1																59	5		
		不登校相談(13)	16																	16			
		適性相談(14)	11																	11			
		育児・しつけ相談(15)	1																	1			
		その他の相談(16)	40																	40			
	計		1,231	23	6	22				2		5			1		8	4	1,302	1	95		
	(再掲)	いじめ相談(18)	1																	1			
		児童売春等被害相談(19)																					
新 発 田	養護 相談	児童虐待相談(1)	413	5		25						3			1				447	31			
	保 健	その他の相談(2)	115	1	1														2	119	10		
		健康相談(3)																					
		肢体不自由相談(4)																	1	1			
	障 害 相 談	視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)																					
		重症心身障害相談(7)																					
		知的障害相談(8)	215							1									5	221	9		
		自閉症相談(9)	1																	1			
	非 行 相 談	ぐ犯行為等相談(10)	10	2		2							2						1	17	1		
		触法行為等相談(11)	3																	3			
	育 成 相 談	性格行動相談(12)	43	5																49			
		不登校相談(13)	3																	3			
		適性相談(14)	3																	3			
		育児・しつけ相談(15)	1																	1			
		その他の相談(16)	2																	2			
	計		809	13	1	27				1		5			1	1	1	8	867		51		
	(再掲)	いじめ相談(18)																					
		児童売春等被害相談(19)																					

		対応件数 (年度中)																	未 対 応 件 数 (21)	施 入 所 待 機 機 所 (22)			
		面接指導			指 児 童 福 祉 導 司 (4)	指 児 童 委 導 員 (5)	指 児 童 家 庭 支 援 導 士 (6)	指 市 町 村 委 導 託 (7)	送 市 町 致 村 (8)	指 導 所 (9)	訓 戒 ・ 誓 約 (10)	児童福祉施設			医 療 指 定 機 関 支 託 援 助 (14)	里 親 委 託 (15)	家 庭 法 第 4 2 7 条 第 1 項 第 1 号 に よ り 送 ら れ る 送 り 先 (16)	障 害 児 利 用 契 約 等 (17)			そ の 他 (18)	計 (19)	待 施 入 機 所 (20)
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	あ 他 の 機 関 関 連 (3)								入 所 (11)	入 所 再 掲 機 所 (12)	通 所 (13)									
長 岡	養護 相談	児童虐待相談(1)	438	6	2	10						1			1				458		38		
	保	その他の相談(2)	196	2		2						5				1			210		10		
		健康相談(3)	1																1				
		肢体不自由相談(4)																1	1				
	障害 相談	視聴覚障害相談(5)																1		1			
		言語発達障害等相談(6)																					
		重症心身障害相談(7)																4	4		1		
		知的障害相談(8)	489															10	7	506			
		自閉症相談(9)	4																4				
	非行 相談	ぐ犯行為等相談(10)	11	1									1						1	15		1	
		触法行為等相談(11)	6														1		6		1		
	育成 相談	性格行動相談(12)	104	2									1							107		4	
		不登校相談(13)	18																	18		2	
		適性相談(14)	17																	17			
		育児・しつけ相談(15)	15																	15			
	そ の 他 の 相 談	その他の相談(16)	13																	13			
		計(17)	1,312	11	2	12						8				2	1	15	12	1,375		57	
(再掲)		いじめ相談(18)	4																4				
	児童売春等被害相談(19)	2																	2				
南 魚 沼	養護 相談	児童虐待相談(1)	225	7	12	8						2							254		17		
	保	その他の相談(2)	196	2	1	3										2			204		2		
		健康相談(3)	1																1				
		肢体不自由相談(4)																					
	障害 相談	視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)																					
		重症心身障害相談(7)																					
		知的障害相談(8)	139															10	4	153			
		自閉症相談(9)	4																4				
	非行 相談	ぐ犯行為等相談(10)	1																	1		1	
		触法行為等相談(11)	5																	5			
	育成 相談	性格行動相談(12)	28	1																29		1	
		不登校相談(13)	4																	4			
		適性相談(14)	6																	6			
		育児・しつけ相談(15)	3																	3			
	そ の 他 の 相 談	その他の相談(16)	12																	12			
		計(17)	624	10	13	11						2				2		10	4	676		21	
(再掲)		いじめ相談(18)	1																1				
	児童売春等被害相談(19)																						
上 越	養護 相談	児童虐待相談(1)	409	12	11	43						4	18						499		33		
	保	その他の相談(2)	105		1	3							2						121		2		
		健康相談(3)	1																1				
		肢体不自由相談(4)	1																1				
	障害 相談	視聴覚障害相談(5)																					
		言語発達障害等相談(6)	2																	2			
		重症心身障害相談(7)	1																4	5			
		知的障害相談(8)	367									2						1	2	372		4	
		自閉症相談(9)																					
	非行 相談	ぐ犯行為等相談(10)	18										1							19		2	
		触法行為等相談(11)	3																	3		2	
	育成 相談	性格行動相談(12)	60	2		1														63		3	
		不登校相談(13)	8																	8			
		適性相談(14)	2																	2			
		育児・しつけ相談(15)																					
	そ の 他 の 相 談	その他の相談(16)	29																	30			
		計(17)	1,006	14	12	47						2	4	21		7		5	8	1,126		46	
(再掲)		いじめ相談(18)	2																2				
	児童売春等被害相談(19)																						

表4 児童相談における措置停止・措置中等の調査・診断・指導（福祉行政報告例第46表）

施設別	内容別 児相別	措置停止		調査・診断・指導	
		(1)		(2)	
児童福祉施設 (01)	中央	1	37	1,595	7,277
	新発田	10		966	
	長岡	10		1,697	
	南魚沼			418	
	上越	16		2,601	
指定発達支援医療機関 障害者支援施設 (02)	中央			15	51
	新発田				
	長岡			1	
	南魚沼				
	上越			35	
里親 (03)	中央		5	888	2,314
	新発田			296	
	長岡			584	
	南魚沼			151	
	上越	5		395	

表4-2 措置解除 (福祉行政報告例第46表)

		相 談 種 別					
		養 護		障 害	非 行	育 成	保健・ その他
		児童虐待	その他				
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
県計	家 庭 復 帰 (04)	12	6		2	1	
	社 会 的 自 立 (05)	3	5		1		
	そ の 他 (06)	16	13		2	1	
中央	家 庭 復 帰 (04)	2	1				
	社 会 的 自 立 (05)		1				
	そ の 他 (06)	2	6				
新発田	家 庭 復 帰 (04)	1	3		2		
	社 会 的 自 立 (05)				1		
	そ の 他 (06)	5	1		1		
長岡	家 庭 復 帰 (04)	5				1	
	社 会 的 自 立 (05)	1	2				
	そ の 他 (06)	2	1				
南魚沼	家 庭 復 帰 (04)						
	社 会 的 自 立 (05)		1				
	そ の 他 (06)		1				
上越	家 庭 復 帰 (04)	4	2				
	社 会 的 自 立 (05)	2	1				
	そ の 他 (06)	7	4		1	1	

表5 一時保護児童(所内保護分) (福祉行政報告例第47表)

*…福祉行政報告例に計欄を加えている

			前年度末 継続保護 (1)	受 付 (年度中)					対 応 (年度中)								年度末 継続保護 (14)			
				0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	* 計	児童福祉 施設入所 (6)	里親委託 (7)	他の児童相 談所・機関 に移送 (8)	家庭裁判所 送 致 (9)	帰 宅 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)	延 日 数 (13)				
				(2)	(3)	(4)	(5)	*	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)				
養 護	児 童 待 遇 (01)	中 央	4	2	12	11	2		2	1		26	1	30	712	1				
		新発田	1	5	16	8	5	1		1	28	5	35	1,032						
		長 岡	3	4	10	6	1		2	1	19	1	20	742	4					
		南魚沼			5	3	5				8	5	13	473						
		上 越	5	15	29	9	7	3		1	44	15	63	1,420	2					
護	そ の 他 (02)	中 央		5	9	1	1			1		15	16	310						
		新発田	2		1	3	2				6	1	7	132	1					
		長 岡		3	10	5	28	1	6	1	7	23	24	9	50	297	947	1		
		南魚沼		1				2				2	2	38	1					
		上 越		1	13	1	1				10	6	16	170	1					
障 害	(03)	中 央																		
		新発田																		
		長 岡																		
		南魚沼																		
		上 越																		
非 行	(04)	中 央			4			1				3		4	169					
		新発田	1		1	4	1		1		3	1	6	306	1					
		長 岡		1		5	5	1	5	15	3		1	15	33	567	1			
		南魚沼																		
		上 越				1	3		1		2	1	4	59						
育 成	(05)	中 央																		
		新発田	1									1		1	8					
		長 岡	1	2		2	9	1	4	2	2	15	1	1	16	262	405	1		
		南魚沼										3	12	1	3	5				
		上 越			7	3					8	2	10	135						
保 健 ・ そ の 他	(06)	中 央																		
		新発田																		
		長 岡																		
		南魚沼																		
		上 越																		
計	(07)	中 央	4	7	25	12	3	1	2	2	29	16	50	1,191	1					
		新発田	5	5	18	15	8	2		1	38	7	49	1,478	2					
		長 岡	4	7	36	17	114	8	52	5	34	236	3	10	2	2	2	2		
		南魚沼		1	5	3	7						8	169	2	56	242	1,334	6	
		上 越	5	16	49	14	11	4		1	64	24	93	1,784	2					
延 日 数	(08)	中 央						125		103	70		638	255	1,191					
		新発田						237			111	66	717	347	1,478					
		長 岡						404	1,276		103		184	66	634	2,981	296	1,688	1,334	6,298
		南魚沼												182	329	511				
		上 越						510			3		810	461	1,784					

表5-2 一時保護児童(委託保護分) (福祉行政報告例第47表)

*…福祉行政報告例に計欄を加えている

		継続前年度委託保護 (1)	受付(年度中)					* 計 (6)	委託解除(年度中)							延 日 数 (16)	継年 統委 度託 保 護 末 (17)	対 応 (年度中)						計 (24)				
			0~ 5歳 (2)	6~ 11歳 (3)	12~ 14歳 (4)	15歳 以上 (5)	警 察 等 (7)		児 童 福 祉 施 設			里 親 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	施 設 入 所 社 (18)			里 親 委 託 (19)	移所 他 の 児 童 相 関 機 関 送 に 談 話 (20)	家 庭 裁 判 所 送 致 (21)	帰 宅 (22)	そ の 他 (23)						
			施 養 設 護 (8)	乳 児 院 (9)	支 援 童 施 自 立 (10)	治 児 療 童 施 心 設 理 (11)			関 障 害 施 設 児 設 の 他 (12)	施 設 の 他 (12)	施 設 の 他 (12)																	
養 護	児 童 待 遇 (09)	中 央	3	11	2	2	17	2	1	3			4	3	7	20	94	504	3,316	1	1	7		11	20			
		新発田	3	5	2	2	14		2	1					4	6		13		978	4	2	1	2		2	6	13
		長 岡		7	7		15		2	2					7	3		14		228	1					5	9	14
		南魚沼			3	2	6	1	4						1	6		193			2		1		1	2	6	
		上 越	6	21	11	2	36		14	3			1	14	9	41		1,413		1	10	1	1		16	13	41	
	その他(10)	中 央		3	21	2	26			1			20	2	1	24	82	2	2					22		24		
		新発田		2			2										2											
		長 岡	2	8	4		12			3				1	7	2	13	1,188	1	3	1			6	3	13		
		南魚沼		5	1		12		1	1					2	8	12	290			1			2	9	12		
		上 越		10	18	1	31		1	1					27	2	31	324		3	6			15	7	31		
障 害 (11)	中 央																											
	新発田																											
	長 岡																											
	南魚沼																											
非 行 (12)	中 央																											
	新発田				2	3	5		1			1		3	5	54				1			1	3	5			
	長 岡				1		1	1							1	1	6	1					1		1			
	南魚沼																											
育 成 (13)	中 央																											
	新発田																											
	長 岡	1												1	1	2	182	2					1		1			
	南魚沼																											
保 健 ・ そ の 他 (14)	中 央																											
	新発田																											
	長 岡																											
	南魚沼																											
計 (15)	中 央	3	14	23	4	2	43	2	1	4		24	5	8	44	586	2	3	1	7		33		44				
	新発田	3	7	2	4	8	21		3	1		1		4	18	1,032	6	2	1	3		3	9	18				
	長 岡	3	15	11	1	1	28	1	2	5		1	14	6	29	1,599	2	3	1			13	12	29				
	南魚沼		5	4	2	7	18	1	5	1			2	9	18	483		2	1	1		3	11	18				
	上 越	6	31	30	3	4	68		15	4		1	41	12	73	1,744	1	13	7	1		31	21	73				
	全 県	15	72	70	14	22	178	4	26	15		25	7	69	36	5,444	11	23	11	12		83	53	182				
延 日 数 (16)	中 央							2	5	137		138	75	229		586												
	新発田								246	426		7	294	59	1,032													
	長 岡							1	4	229		8	992	365	1,599													
	南魚沼							1	129	16		50	287	483														
	上 越								797	296		20	449	182	1,744													
	全 県							4	1,181	1,104		145	103	2,014	893	5,444												

表6 被虐待児の一時保護件数(対応件数)

区分 児童相談所別		所内保護		委託保護		計					
		保護件数	保護日数	保護件数	保護日数	保護件数計	保護日数計				
中央	身体的虐待	18	27 (1)	255	422 (7)	11	17	228	363	44 (1)	785 (7)
	保護の怠慢ないし拒否	5 (1)		75 (7)		5		130			
	性的虐待	1		22		0		0			
	心理的虐待	3		70		1		5			
新発田	身体的虐待	11	35	162	1,032	2 (2)	13 (3)	281 (90)	978 (100)	48 (3)	2,010 (100)
	保護の怠慢ないし拒否	15		713		6		437			
	性的虐待	0		0		0		0			
	心理的虐待	9		157		5 (1)		260 (10)			
長岡	身体的虐待	15 (4)	23 (4)	904 (630)	1,372 (630)	10	15 (1)	113	314 (86)	38 (5)	1,686 (716)
	保護の怠慢ないし拒否	3		7		2		10			
	性的虐待	1		96		0		0			
	心理的虐待	5		365		3 (1)		191 (86)			
南魚沼	身体的虐待	8	13	249	473	0	6	0	193	19	666
	保護の怠慢ないし拒否	4		151		5		192			
	性的虐待	0		0		1		1			
	心理的虐待	1		73		0		0			
上越	身体的虐待	25	60 (2)	667	1,155 (82)	10	35	144	809	95 (2)	1,964 (82)
	保護の怠慢ないし拒否	22 (2)		335 (82)		15		500			
	性的虐待	2		15		2		9			
	心理的虐待	11		138		8		165			
計		158 (7)		4,454 (719)		86 (4)		2,657 (186)		244 (11)	7,111 (905)

※ () 内は年度末継続保護している件数 (別掲)

表7 児童相談所における調査・診断及び心理療法・カウンセリング等 (福祉行政報告例第48表)

	調査・社会診断指導(1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導(10)	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導(2)	医学的検査(3)	その他(4)	知能検査(5)	発達検査(6)	人格検査(7)	その他の検査(8)	面接・観察・指導(9)		医師(11)	児童心理司等(12)	児童福祉司等(13)	その他の所員(14)
県計	児童	3,417	48	1	952	201	194	242	1,364		4	1,109	2,569	1
	児童虐待(01)	2,559	33	1	98	22	93	91	688		2	675	2,193	
	非行	264	8		15	7	58	22	129			223	158	
	保護者	10,614	28		1				615			349	4,139	
	児童虐待(02)	8,113	12		1				153			199	3,546	
	非行	569	6						46			79	155	
	その他	18,640	4						235		1	311	3,586	1
	児童虐待(03)	15,064	2						115			218	2,898	
	非行	559							41			72	267	
	計	32,671	80	1	953	201	194	242	2,214		5	1,769	10,294	2
児童虐待(04)	25,736	47	1	99	22	93	91	956		2	1,092	8,637		
非行	1,392	14		15	7	58	22	216			374	580		
中央	児童	756	26		213	42	88	205	464			141	432	
	児童虐待(01)	413	20		21	4	42	66	178			65	374	
	非行	99	4		7		36	21	48			53	50	
	保護者	2,134	13						271			55	802	
	児童虐待(02)	1,594	7						72			30	757	
	非行	104	4						18			21	23	
	その他	5,237							85			65	1,332	
	児童虐待(03)	4,219							37			37	1,265	
	非行	138							28			27	67	
	計	8,127	39		213	42	88	205	820			261	2,566	
児童虐待(04)	6,226	27		21	4	42	66	287			132	2,396		
非行	341	8		7		36	21	94			101	140		
新発田	児童	425	8		130	32	29	10	371			366	465	
	児童虐待(01)	311	4		20	4	14	10	163			245	326	
	非行	62	3		3	2	12		43			101	67	
	保護者	1,367	2						208			194	612	
	児童虐待(02)	993							29			127	480	
	非行	91	1						18			55	86	
	その他	2,538	2						79			194	739	
	児童虐待(03)	2,043	2						50			141	537	
	非行	81							9			44	58	
	計	4,330	12		130	32	29	10	658			754	1,816	
児童虐待(04)	3,347	6		20	4	14	10	242			513	1,343		
非行	234	4		3	2	12		70			200	211		
長岡	児童	636	12	1	306	55	20	4	136		4	314	267	1
	児童虐待(01)	451	7	1	16		10	2	88		2	130	213	
	非行	48	1				1		8			20	19	
	保護者	2,014	13						61			78	774	
	児童虐待(02)	1,219	5						21			24	471	
	非行	69	1						7			1	16	
	その他	3,297	2						47		1	19	872	1
	児童虐待(03)	2,355							16			11	580	
	非行	108							2				100	
	計	5,947	27	1	306	55	20	4	244		5	411	1,913	2
児童虐待(04)	4,025	12	1	16		10	2	125		2	165	1,264		
非行	225	2				1		17			21	135		
南魚沼	児童	301	2		103	14	23	11	237			144	371	
	児童虐待(01)	142	2		4		10	5	163			107	266	
	非行	10			2	5	5	1	16			27	2	
	保護者	663							46			19	582	
	児童虐待(02)	476							14			15	484	
	非行	17							1			2	15	
	その他	1,234							24			33	408	
	児童虐待(03)	921							12			29	313	
	非行	38							2			1	10	
	計	2,198	2		103	14	23	11	307			196	1,361	
児童虐待(04)	1,539	2		4		10	5	189			151	1,063		
非行	65			2	5	5	1	19			30	27		
上越	児童	1,299			200	58	34	12	156			144	1,034	
	児童虐待(01)	1,242			37	14	17	8	96			128	1,014	
	非行	45			3		4		14			22	20	
	保護者	4,436			1				29			3	1,369	
	児童虐待(02)	3,831			1				17			3	1,354	
	非行	288							2				15	
	その他	6,334											235	
	児童虐待(03)	5,526											203	
	非行	194											32	
	計	12,069			201	58	34	12	185			147	2,638	
児童虐待(04)	10,599			38	14	17	8	113			131	2,571		
非行	527			3		4		16			22	67		

※「児童虐待」および「非行」は再掲

表8 児童相談所における養護相談の理由別対応件数 (福祉行政報告例第49表)

1 養護相談の理由

※ 福祉行政報告例に計欄を加えている

		（家 失 踪 を 含 む ） 出 （1）	死 亡 （2）	離 婚 （3）	（傷 入 院 を 含 む ） 病 （4）	家 族 環 境		そ の 他 （7）	計 （8）
						虐 待 （5）	そ の 他 （6）		
県 計	児童福祉施設に入所 (01)		1			26	9		36
	里 親 委 託 (02)					5	8		13
	面 接 指 導 (03)	2	3	4	35	1,935	903	84	2,966
	そ の 他 (04)				2	108	11	7	128
	計	2	4	4	37	2,074	931	91	3,143
中 央	児童福祉施設に入所 (01)					2	3		5
	里 親 委 託 (02)					1			1
	面 接 指 導 (03)		2	1	4	395	402	2	806
	そ の 他 (04)					18	1		19
	計		2	1	4	416	406	2	831
新 発 田	児童福祉施設に入所 (01)					3			3
	里 親 委 託 (02)					1			1
	面 接 指 導 (03)	1				418	105	11	535
	そ の 他 (04)					25		2	27
	計	1				447	105	13	566
長 岡	児童福祉施設に入所 (01)		1			1	4		6
	里 親 委 託 (02)					1	1		2
	面 接 指 導 (03)		1	1	15	446	149	32	644
	そ の 他 (04)					10	2	4	16
	計		2	1	15	458	156	36	668
南 魚 沼	児童福祉施設に入所 (01)					2			2
	里 親 委 託 (02)						2		2
	面 接 指 導 (03)				13	244	160	26	443
	そ の 他 (04)					8	3		11
	計				13	254	165	26	458
上 越	児童福祉施設に入所 (01)					18	2		20
	里 親 委 託 (02)					2	5		7
	面 接 指 導 (03)	1		2	3	432	87	13	538
	そ の 他 (04)				2	47	5	1	55
	計	1		2	5	499	99	14	620

*複数対応あり

「虐待（５）」の再掲

（１）児童福祉施設の入所(01)の内訳

	児童養護施設 (1)	乳児院 (2)	児童自立支援施設 (3)	児童心理治療施設 (4)	その他 (5)	計 (6)
県計	18	5	3			26
中央		1	1			2
新発田	3					3
長岡	1					1
南魚沼	2					2
上越	12	4	2			18

（２）虐待相談の経路

	都道府県 (1)	市町村 (2)	児童福祉施設・医療機関指定 (3)	児童家庭支援センター (4)	認定こども園 (5)	警察等 (6)	家庭裁判所 (7)	保健所及び 関係機関 (8)	学校等 (9)	里親 (10)	児童委員（通告を含む） (11)	家族 (12)	親戚 (13)	近隣・知人 (14)	児童本人 (15)	その他 (16)	計 (17)
身体的虐待	25	128	15		2	173		8	98	3		40	6	12	8	2	520
性的虐待	1	7						2	4			1					15
心理的虐待	93	160	18		1	604		15	159			69	11	56	6	2	1,194
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	26	62	21			118		13	46	3		20	3	31		2	345
県計	145	357	54		3	895		38	307	6		130	20	99	14	6	2,074
中央	3	81	16			209			34			43	5	22	3		416
新発田	48	72	13			192		13	65	1		19	2	16	2	4	447
長岡	35	33	7		3	232		12	81	1		21	6	22	3	2	458
南魚沼	38	64				100		5	23	2		9	4	9			254
上越	21	107	18			162		8	104	2		38	3	30	6		499

（３）虐待相談の主な虐待者

	実父 (1)	実父以外の父親 (2)	実母 (3)	実母以外の母親 (4)	その他 (5)	計 (6)
県計	940	128	983	20	3	2,074
中央	199	37	180			416
新発田	223	23	188	13		447
長岡	183	34	238	3		458
南魚沼	122	13	118		1	254
上越	213	21	259	4	2	499

「虐待（５）」の再掲 つづき

（４）被虐待者の年齢・相談種別

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴方の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
県 計	0歳 (16)	9		67	43	18							94
	1歳 (17)	8		82	49	11							101
	2歳 (18)	10		70	42	16						1	96
	3歳 (19)	24	1	80	45	29							134
	4歳 (20)	31		86	49	20						2	137
	5歳 (21)	32		80	46	27				1		2	139
	6歳 (22)	26	1	70	41	30						1	127
	7歳 (23)	54	1	57	34	16				3		3	128
	8歳 (24)	33		69	40	15				1		1	117
	9歳 (25)	38	2	72	36	21				1		2	133
	10歳 (26)	35		74	39	18				1		4	127
	11歳 (27)	28	2	66	36	18				3		1	114
	12歳 (28)	35	2	80	29	13				1		1	130
	13歳 (29)	38	2	75	40	23				2	2	1	138
	14歳 (30)	37	2	62	30	17				1		3	118
	15歳 (31)	31	2	47	18	14				2	1	2	94
	16歳 (32)	23		24	8	16							63
	17歳 (33)	16		32	13	15				2	1		63
	18歳 (34)	12		1		8							21
計 (35)	520	15	1,194	638	345				18	4	24	2,074	
中 央	0歳 (16)	4		21	13	5							30
	1歳 (17)	3		18	8	1							22
	2歳 (18)	3		15	5	2							20
	3歳 (19)	7		17	8	2							26
	4歳 (20)	12		17	9	4						1	33
	5歳 (21)	4		8	4	2							14
	6歳 (22)	5		19	12	3						1	27
	7歳 (23)	7	1	9	3								17
	8歳 (24)	11		17	6	2						1	30
	9歳 (25)	6		15	6	2				1			23
	10歳 (26)	9		19	9								28
	11歳 (27)	6		14	4	4				2			24
	12歳 (28)	9		17	4	3				1		1	29
	13歳 (29)	7	1	15	4	5				1			28
	14歳 (30)	11		13	4								24
	15歳 (31)	9	1	7		4				1			21
	16歳 (32)	5		5	1								10
	17歳 (33)	6		3	1	1				1			10
	18歳 (34)												
計 (35)	124	3	249	101	40				7		4	416	
新 発 田	0歳 (16)	4		16	10	4							24
	1歳 (17)	2		21	13	4							27
	2歳 (18)	5		19	14	2						1	26
	3歳 (19)	4		16	11	10							30
	4歳 (20)	3		15	8	2						1	20
	5歳 (21)	7		20	17	8				1		2	35
	6歳 (22)	5		13	7	9							27
	7歳 (23)	9		11	6	6				3		3	26
	8歳 (24)	4		15	9	4							23
	9歳 (25)	5		11	5	4						2	20
	10歳 (26)	4		17	11	6				1		3	27
	11歳 (27)	6		8	6	4				1		1	18
	12歳 (28)	3		22	8	1							26
	13歳 (29)	5	1	9	4	7				1	1	1	22
	14歳 (30)	4		18	12	8				1		3	30
	15歳 (31)	8	1	12	6	7				1	1	2	28
	16歳 (32)	4		8	2	6							18
	17歳 (33)	5		8	4	6				1	1		19
	18歳 (34)					1							1
計 (35)	87	2	259	153	99				10	3	19	447	

		身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	暴力の目撃等 によるもの (再掲) (4)	保護の怠慢・ 拒否(ネグレクト) (5)	棄児 (再掲) (6)	置き去り児童 (再掲) (7)	登校・登園の 禁止 (再掲) (8)	保護者以外の者による虐待			計 (12)
										身体的虐待 (再掲) (9)	性的虐待 (再掲) (10)	心理的虐待 (再掲) (11)	
長岡	0歳 (16)	1		19	11	2							22
	1歳 (17)			21	11	1							22
	2歳 (18)			11	6	3							14
	3歳 (19)	5	1	22	9	5							33
	4歳 (20)	2		16	6	4							22
	5歳 (21)	8		21	7	4							33
	6歳 (22)	4	1	19	7	4							28
	7歳 (23)	22		11	5	2							35
	8歳 (24)	5		8	4	5				1			18
	9歳 (25)	9	1	15	2	2							27
	10歳 (26)	7		21	8	5						1	33
	11歳 (27)	9	1	17	9	1							28
	12歳 (28)	9	1	20	4	4							34
	13歳 (29)	11		20	7	3					1		34
	14歳 (30)	8	1	15	3	1							25
	15歳 (31)	6		11	2								17
	16歳 (32)	9		6	2	2							17
	17歳 (33)			12	4	2							14
18歳 (34)	2											2	
計 (35)	117	6	285	107	50				1	1	1	458	
南魚沼	0歳 (16)			8	8	2							10
	1歳 (17)	2		9	7								11
	2歳 (18)	1		7	5	2							10
	3歳 (19)	5		11	8	2							18
	4歳 (20)	4		8	5	2							14
	5歳 (21)	6		14	8	1							21
	6歳 (22)	3		3	3	2							8
	7歳 (23)	5		6	4								11
	8歳 (24)	3		14	9	1							18
	9歳 (25)	6		13	10	3							22
	10歳 (26)	7		5	3	4							16
	11歳 (27)	1		8	4	2							11
	12歳 (28)	3	1	8	5	4							16
	13歳 (29)	3		13	11	3							19
	14歳 (30)	6		5	4	3							14
	15歳 (31)	4		8	5	1							13
	16歳 (32)	4		2	1	1							7
	17歳 (33)	4		6	3	1							11
18歳 (34)	4											4	
計 (35)	71	1	148	103	34							254	
上越	0歳 (16)			3	1	5							8
	1歳 (17)	1		13	10	5							19
	2歳 (18)	1		18	12	7							26
	3歳 (19)	3		14	9	10							27
	4歳 (20)	10		30	21	8							48
	5歳 (21)	7		17	10	12							36
	6歳 (22)	9		16	12	12							37
	7歳 (23)	11		20	16	8							39
	8歳 (24)	10		15	12	3							28
	9歳 (25)	12	1	18	13	10							41
	10歳 (26)	8		12	8	3							23
	11歳 (27)	6	1	19	13	7							33
	12歳 (28)	11		13	8	1							25
	13歳 (29)	12		18	14	5							35
	14歳 (30)	8	1	11	7	5							25
	15歳 (31)	4		9	5	2							15
	16歳 (32)	1		3	2	7							11
	17歳 (33)	1		3	1	5							9
18歳 (34)	6		1		7							14	
計 (35)	121	3	253	174	122							499	

(5) 児童虐待防止法関係

		安 全 確 認 (1)	出 頭 要 求 (2)	立 入 調 査 (3)	再 出 頭 要 求 (4)	臨 検 ・ 捜 索 (5)	援 助 要 請 (6)	指 導 ・ 保 護 告 者 (7)	施 一 時 措 置 保 護 等 ・ (8)	審 親 権 喪 失 判 失 (9)	審 親 権 停 止 判 失 (10)	審 理 権 喪 失 判 失 (11)	全 部 制 限 (12)	面 会 制 限 (13)	通 信 制 限 (14)	制 住 所 情 報 限 の (15)	命 接 近 禁 令 止 (16)
件 数 (37)	県 計	2,074					2										
	中 央	416															
	新 発 田	447															
	長 岡	458					1										
	南 魚 沼	254															
	上 越	499					1										

2 親権・後見人関係

		管 理 権 喪 失 審 判 取 消 の 請 求 (4)	親 権 喪 失 審 判 取 消 の 請 求 (5)	親 権 停 止 審 判 取 消 の 請 求 (6)	管 理 権 喪 失 審 判 取 消 の 請 求 (7)	後 見 人 選 任 の 請 求 (8)	後 見 人 解 任 の 請 求 (9)
県 計	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
中 央	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
新 発 田	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
長 岡	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
南 魚 沼	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						
上 越	請求件数 (38)						
	承認件数 (39)						

		法第47条第5項の報告 (10)
県計	件 数 (40)	0

表9 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (福祉行政報告例第56表)

		前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)	
県計	認定及び登録里親数(1)	190	20	12	198	
	児童が委託されている里親数(2)	72	11	20	63	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	174	19	8	185
		児童が委託されている里親数(4)	54	9	17	46
	掲	専門里親登録里親数(5)	14	1	1	14
		児童が委託されている里親数(6)	3		1	2
		親族里親登録里親数(7)	15	1	3	13
		児童が委託されている里親数(8)	14		4	10
	養子縁組里親	登録里親数(9)	96	7	5	98
		児童が委託されている里親数(10)	2	7	4	5
中央	認定及び登録里親数(1)	46	2		48	
	児童が委託されている里親数(2)	18	2	5	15	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	41	1		42
		児童が委託されている里親数(4)	12		3	9
	掲	専門里親登録里親数(5)	2			2
		児童が委託されている里親数(6)				
		親族里親認定里親数(7)	5	1		6
		児童が委託されている里親数(8)	5			5
	養子縁組里親	登録里親数(9)	28			28
		児童が委託されている里親数(10)	1	2	2	1
新発田	認定及び登録里親数(1)	35	4	2	37	
	児童が委託されている里親数(2)	11		3	8	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	34	4	1	37
		児童が委託されている里親数(4)	10		2	8
	掲	専門里親登録里親数(5)	1			1
		児童が委託されている里親数(6)				
		親族里親認定里親数(7)	1		1	
		児童が委託されている里親数(8)	1		1	
	養子縁組里親	登録里親数(9)	18	1	1	18
		児童が委託されている里親数(10)				
長岡	認定及び登録里親数(1)	50	5	3	52	
	児童が委託されている里親数(2)	18	3	4	17	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	48	5	2	51
		児童が委託されている里親数(4)	16	3	3	16
	掲	専門里親登録里親数(5)	8	1	1	8
		児童が委託されている里親数(6)				
		親族里親認定里親数(7)	1		1	
		児童が委託されている里親数(8)	1		1	
	養子縁組里親	登録里親数(9)	24	2	1	25
		児童が委託されている里親数(10)	1	1	1	1
南魚沼	認定及び登録里親数(1)	22		3	19	
	児童が委託されている里親数(2)	11		3	8	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	17		2	15
		児童が委託されている里親数(4)	4		2	2
	掲	専門里親登録里親数(5)	2			2
		児童が委託されている里親数(6)	2			2
		親族里親認定里親数(7)	5		1	4
		児童が委託されている里親数(8)	5		1	4
	養子縁組里親	登録里親数(9)	9		1	8
		児童が委託されている里親数(10)		1	1	
上越	認定及び登録里親数(1)	37	9	4	42	
	児童が委託されている里親数(2)	14	6	5	15	
	再掲	養育里親登録里親数(3)	34	9	3	40
		児童が委託されている里親数(4)	12	6	7	11
	掲	専門里親登録里親数(5)	1			1
		児童が委託されている里親数(6)	1		1	
		親族里親認定里親数(7)	3			3
		児童が委託されている里親数(8)	2		1	1
	養子縁組里親	登録里親数(9)	17	4	2	19
		児童が委託されている里親数(10)		3		3

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

*なお、職業指導を行っている里親はいない

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム) (11)	2	11			2		4	

表10 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童 (福祉行政報告例第57表)

		新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)				措置を解除又は変更された児童数 (年度中)													年度末現在委託児童数(18)		
						解除								変更							
		児童福祉施設受託(1)	家庭から受託(2)	その他(3)	計(4)	なく保護の必要な帰宅が(5)	普通養子縁組(6)	特別養子縁組(7)	満年(8)	逃亡(9)	死亡(10)	就職(11)	その他(12)	計(13)	施設児童に入所(14)	他の里親に託(15)	その他(16)	計(17)			
里親に委託された児童(01)	中央	1		1	2	2		1	2				1		6					21	
	新発田	1			1	1									4					9	
	長岡	1	7	4	5	1	5	1	3	2	7		1	2	4	21	3		4	7	18
	南魚沼														1						8
	上越	4		3	4	11	2		1	1					4	3		4	7	17	
養育里親に委託された児童(02)	中央							1	2						3					12	
	新発田	1			1	1									2					9	
	長岡	1	6	3	1	3	1	4					1	1	9	2		4	6	17	
	南魚沼							1							1					1	
	上越	4		3	7	2								2	2		4	6	11		
専門里親に委託された児童(03)	中央																				
	新発田																				
	長岡			1	1								1	1	1	1			1	3	
	南魚沼			1	1								1	1					1	1	
	上越														1			1	1		
親族里親に委託された児童(04)	中央												1		1					8	
	新発田													2	2						
	長岡							1	3				1	2	2	7				15	
	南魚沼														1					6	
	上越														1					1	
養子縁組里親に委託された児童(05)	中央	1		1	2	2									2					1	
	新発田																				
	長岡		1		5	6	2		1	2					1	4				5	
	南魚沼																				
	上越			4	4				1						1					4	
小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託された児童(06)	中央								1						1						
	新発田																				
	長岡								2	3					2	3				4	
	南魚沼																				
	上越																				

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表10の続き

			年齢階級別委託児童数（年度末）					
			0歳 (1)	1～6歳 (2)	7～12歳 (3)	13～15歳 (4)	16歳以上 (5)	計 (6)
里親に委託されている児童	男 (07)	県計		15	8	3	18	44
		中央		2		3	6	11
		新発田		2	3		1	6
		長岡		3	3		6	12
		南魚沼					5	5
		上越		8	2			10
	女 (08)	県計		7	7	5	10	29
		中央		2	2	1	5	10
		新発田		1	1		1	3
		長岡			3	1	2	6
		南魚沼				2	1	3
		上越		4	1	1	1	7
（里親の種類別）	い委養 る託育 児さ里 童れ親 てに (09)	県計		15	10	4	14	43
		中央		3	1	2	6	12
		新発田						
		長岡		3	6	1	7	17
		南魚沼					1	1
		上越		9	3	1		13
	い委専 る託門 児さ里 童れ親 てに (10)	県計		1		1	1	3
		中央						
		新発田						
		長岡					1	1
		南魚沼				1		1
		上越		1				1
	い委親 る託族 児さ里 童れ親 てに (11)	県計			1	3	11	15
		中央			1	2	5	8
		新発田						
		長岡						
		南魚沼				1	5	6
		上越					1	1
	見れ親養 てに子 い委縁 童るさ里 (12)	県計		4				4
		中央		1				1
		新発田						
		長岡		1				1
		南魚沼						
		上越		2				2
さ（小規 れア模 てミ住 いリ居 るホ型 るム児 に童 童に養 託事 業	男 (13)	県計			1	1		2
		中央						
		新発田						
		長岡			1	1		2
		南魚沼						
		上越						
	女 (14)	県計		1	1			2
		中央						
		新発田						
		長岡		1	1			2
		南魚沼						
		上越						

*養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

表11 児童福祉施設等措置（委託）状況

県内外別	児童福祉施設等			令和4年3月31日現在 措置（委託）状況（新潟市を除く）						
				施設数	措置人員					計
	種 別	施設数 ※1	定員		中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越	
県内・新潟市	乳 児 院	2	37	2	3	2	6	1	7	19
	児 童 養 護 施 設	5	212	5	24	14	25	10	41	114
	児 童 自 立 支 援 施 設	1	34	1	4		3	1	3	11
	障 害 児 入 所 施 設 (福 祉 型)	8	128	6	3	1	5	2	11	22
	障 害 児 入 所 施 設 (医 療 型)	2	190	1				1	1	2
	指定発達支援医療機関 (重症心身障害児)	3	288	1						
	指定発達支援医療機関 (肢体不自由児)	1	15							
	里 親 委 託				21	9	18	8	17	73
	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	3	16	1			1			1
	児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム)	2	11	1		1				1
小 計	27	931	18	55	27	58	23	80	243	
県外	乳 児 院									
	児 童 自 立 支 援 施 設							1	1	
	児 童 心 理 治 療 施 設									
計					55	27	58	23	81	244

※1 施設数は、令和4年3月31日現在

※2 一部施設は、障害者支援施設(特例による設置)との共通定員

※3 一部施設は、療養介護との共通定員

表12 療育手帳判定状況

項 目			県計	中央	新発田	長岡	南魚沼	上越
判定件数	該 当	新 規 判 定	326	61	39	134	31	61
		再 判 定	1,092	130	105	573	61	223
	非該当	新 規 判 定	30	3	13	9	4	1
		再 判 定	8			6	1	1
交 付 件 数			856	191	141	143	97	284

身体障害者更生相談所統計

表13 身体障害者更生相談所における処理 (福祉行政報告例第17表)

区分 相談所別		取扱実人員 (1)	相談内容							判定内容					判定書交付件数						
			(更生医療)	補装具 (3)	手身体障害者 (4)	職業 (5)	施設 (6)	生活 (7)	その他 (8)	計 (9)	医学的判定 (10)	心理学的判定 (11)	職能的判定 (12)	その他の判定 (13)	計 (14)	(更生医療)	補装具 (16)	手身体障害者 (17)	障害支援区分 (18)	その他 (19)	計 (20)
県計	来所(01)	7,326	635	1,365	4,834		129		395	7,358	7,198			129	7,327	635	1,299	4,834		524	7,292
	巡回(02)	3		3						3	3				3		3				3
中央	来所(01)	6,263	635	362	4,834		37		395	6,263	6,226			37	6,263	635	362	4,834		432	6,263
	巡回(02)																				
新発田	来所(01)	262		277			17			294	277			17	294		254			17	271
	巡回(02)																				
長岡	来所(01)	379		355			24			379	345			24	369		333			24	357
	巡回(02)	3		3						3	3				3		3				3
南魚沼	来所(01)	158		158						158	137				137		137				137
	巡回(02)																				
上越	来所(01)	264		213			51			264	213			51	264		213			51	264
	巡回(02)																				

表14 補装具判定書交付状況

種 目	相談所別	県 計	中 央	新発田	長 岡	南魚沼	上 越
義 肢		97	29	22	26	6	14
装 具		358	83	63	93	53	66
座位保持装置		63	19	12	15	11	6
車 い す		119	24	18	34	18	25
電 動 車 い す		21	5	2	10	1	3
頭 部 保 護 帽							
眼 鏡							
補 聴 器		635	189	154	147	48	97
紙 お む つ 等							
重度障害者用意思伝達装置		14	4	3	4	1	2
そ の 他		14	9	1	4		0
計		1,321	362	275	333	138	213

※1 「紙おむつ等」は、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者に対する給付である。

※2 市町村に判定書を交付した件数を計上している。

表15 身体障害者手帳障害別交付件数 [総合等級]

※新潟市分を除く

障 害	新 規 交 付									再 交 付							合計	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	小計	構成比%	障害追加	程度変更	再判定	紛失	破損	写真交換	その他		小計
視覚障害	22	79	5	22	33	4		165	4.5%		88		23	8	2	1	122	287
18歳未満再掲				2	3			5	10.6%		1						1	6
聴覚障害		2	23	218				230	12.8%		106		30	12	12		160	633
18歳未満再掲			1	1				5	14.9%		6			1			7	14
平衡機能障害		1							0.1%						1		1	3
18歳未満再掲																		
音声機能障害			34	12				46	1.2%		2		3		1		6	52
18歳未満再掲																		
肢体不自由(総合)	362	312	150	136	116	68		1144	30.9%		244		107	46	40	7	444	1,588
18歳未満再掲	9	3	6	2	1			21	44.7%		16		2	1	4		23	44
上肢不自由	276	151	33	23	7	25		515	13.9%		97		40	21	18	2	178	693
18歳未満再掲	5		1					6	12.8%		7		1	1	1		10	16
下肢不自由	58	82	56	113	86	43		438	11.8%		119		60	23	16	3	221	659
18歳未満再掲		2	3	2				7	14.9%		4		1		2		7	14
体幹不自由	24	79	61		23			187	5.0%		24		7	2	4	2	39	226
18歳未満再掲		1	2		1			4	8.5%		2						2	6
脳原性上肢機能障害	4							4	0.1%		4				1		5	9
18歳未満再掲	4							4	8.5%		3				1		4	8
脳原性移動機能障害								0	0.0%									
18歳未満再掲								0	0.0%									
心臓機能障害	605		55	20				680	18.3%		479		29	12	10		530	1,210
18歳未満再掲	9		2					11	23.4%		1			1			2	13
腎臓機能障害	240		158	11				409	11.0%		171		22	3	4	2	202	611
18歳未満再掲								0	0.0%									
呼吸器機能障害	33		451	7				491	13.2%		39		5	1			45	536
18歳未満再掲	1			1				2	4.3%		1						1	3
ぼうこう・直腸機能障害			5	278				283	7.6%		17		8	4	1		30	313
18歳未満再掲								0	0.0%		1						1	1
小腸機能障害				1				1	0.0%						2		2	3
18歳未満再掲				1				1	2.1%					1			1	2
免疫機能障害		1	1	2				4	0.1%						1		1	5
18歳未満再掲																		
肝臓機能障害	5	3						8	0.2%		3		1	1	1		6	14
18歳未満再掲								0	0.0%						1		1	1
その他																		
18歳未満再掲																		
計	1,267	398	882	707	150	302		3,706	100%		1,149		228	87	74	10	1,548	5,254
18歳未満再掲	19	3	9	7	4	5		47	100%		26		2	2	7		37	84
構成比	34.2%	10.7%	23.8%	19.1%	4.0%	8.1%					74.2%		14.7%	5.6%	4.8%	0.6%		
18歳未満再掲	40.4%	6.4%	19.1%	14.9%	8.5%	10.6%					70.3%		5.4%	5.4%	18.9%			

知的障害者更生相談所統計

表16 知的障害者更生相談所における処理 (福祉行政報告例第27表)

区分 相談所別		取扱 実人員 (1)	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 交 付 件 数				
			施 設 (2)	職 親 委 託 (3)	職 業 (4)	医 療 保 健 (5)	生 活 (6)	教 育 (7)	療 育 手 帳 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)	医 学 的 判 定 (11)	心 理 学 的 判 定 (12)	職 能 的 判 定 (13)	そ の 他 の 判 定 (14)	計 (15)	障 害 支 援 区 分 (16)	療 育 手 帳 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)
県 計	来所(01)	1,521	269		35	1	20		991	263	1,579	48	1,232		26	1,306		1,007	380	1,387
	巡回(02)	52							45	12	57	11	57			68		45	12	57
中 央	来所(01)	346	87		5		17		182	78	369	18	242		3	263		169	77	246
	巡回(02)	41							34	12	46	11	46			57		34	12	46
新 発 田	来所(01)	194	11			1	1		158	38	209	11	190		11	212		147	53	200
	巡回(02)																			
長 岡	来所(01)	460	43		22				350	45	460	8	401		12	421		331	125	456
	巡回(02)	4							4		4		4			4		4		4
南 魚 沼	来所(01)	155	3		1		2		119	50	175	8	165			173		119		119
	巡回(02)	2							2		2		2			2		2		2
上 越	来所(01)	366	125		7				182	52	366	3	234			237		241	125	366
	巡回(02)	5							5		5		5			5		5		5

表17 療育手帳判定状況

項 目		県 計	中 央	新 発 田	長 岡	南 魚 沼	上 越	
判定件数	該 当	新規判定	132	33	14	32	18	35
		再判定	878	169	150	304	103	152
	非該 当	新規判定	2	1		1		
		再判定	1			1		
判 定 書 数 交 付 件 数		1,005	203	163	331	121	187	

*R2年度より判定件数の計上方法を変更している。

参考資料

表18 要保護児童対策地域協議会（令和4年4月1日現在）

管轄	地域等	協 議 会 名	設 置 年 月 日
新 潟 県		新潟県要保護児童対策地域協議会	平成17年11月29日
中 央	五 泉 市	五泉市要保護児童対策地域協議会	平成18年7月13日
	阿 賀 町	阿賀町要保護児童対策地域協議会	平成21年3月31日
	燕 市	燕市要保護児童対策地域協議会	平成18年10月1日
	弥 彦 村	弥彦村要保護児童対策地域協議会	平成20年4月1日
	三 条 市	三条市子ども・若者総合サポート会議	平成21年10月20日
	加 茂 市	加茂市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月31日
	田 上 町	田上町要保護児童対策地域協議会	平成20年6月16日
	佐 渡 市	佐渡市要保護児童対策地域協議会	平成17年10月1日
新 発 田	村 上 市	村上市要保護児童対策地域協議会	平成20年11月1日
	関 川 村	関川村子ども・若者支援協議会	平成17年7月1日
	新発田市	新発田市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月30日
	胎 内 市	胎内市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月1日
	粟島浦村	粟島浦村要保護児童対策地域協議会	平成18年4月1日
	阿賀野市	阿賀野市要保護児童対策地域協議会	平成17年7月8日
	聖 籠 町	聖籠町要保護児童対策地域協議会	平成19年10月1日
長 岡	見 附 市	見附市子ども支援対策地域協議会	平成19年3月30日
	長 岡 市	長岡市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月1日
	出雲崎町	出雲崎町子育て支援協議会	平成19年4月1日
	柏 崎 市	柏崎市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	刈 羽 村	刈羽村子ども支援地域協議会	平成26年4月1日
	小千谷市	小千谷市こどもを守る地域連絡会	平成19年3月15日
南 魚 沼	魚 沼 市	魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年3月18日
	南魚沼市	南魚沼市要保護児童対策地域協議会	平成20年2月26日
	湯 沢 町	湯沢町要保護児童対策地域協議会	平成19年9月1日
	十日町市	十日町市児童虐待防止連絡会	平成19年3月30日
	津 南 町	津南町要保護児童対策地域協議会	平成20年10月1日
上 越	上 越 市	上越市要保護児童対策地域協議会	平成19年3月29日
	妙 高 市	妙高市要保護児童対策地域協議会	平成20年1月18日
	糸魚川市	糸魚川市要保護児童対策地域協議会	平成18年2月23日

他に、県内児童相談所を事務局に新潟県要保護児童対策地域協議会地区別会議を設置。

業 務 概 要

第 52 号 (令和 3 年度実績)

令和 5 年 3 月発行

編集・発行

新潟県中央福祉相談センター

〒950-0121 新潟市江南区亀田向陽 4-2-1

TEL 025-381-1111 FAX 025-381-8939

新潟県新発田地域振興局 児童・障害者相談センター

〒957-8511 新発田市豊町 3-3-2

TEL 0254-26-9131 FAX 0254-26-0022

新潟県長岡地域振興局 児童・障害者相談センター

〒940-0857 長岡市沖田 1-237

TEL 0258-35-8500 FAX 0258-35-7265

新潟県南魚沼地域振興局 児童・障害者相談センター

〒949-6680 南魚沼市六日町 620-2

TEL 025-770-2400 FAX 025-772-2190

新潟県上越地域振興局 児童・障害者相談センター

〒943-0807 上越市春日山町 3-4-17

TEL 025-524-3355 FAX 025-526-4662